

				委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号			
1種	永年	56			
産業厚生常任委員会記録					
日時	令和7年3月17日(月)	開会 閉会	午前 午後	9時00分 2時02分	会場 総合保健福祉センター2階 会議室1
出席者	委員長 森光一晴 委員 西村泰一 委員 吉野寛招 委員 土居信一	副委員長 佐々木學 委員 宮田志野 委員 森田收三			
市側出席者	副 市 長 (梅原健一郎) 建設課長 (楠瀬晃) 住宅・建築課長 (國廣哲也) 福祉事務所長 (森光澄夫) 健康推進課長 (中川雄大) 市民課長 (高橋正恭)	農林水産課長 (嶋崎貴寿) 港湾政策推進監 (壹反田正好) 上下水道課長 (大野明) 長寿介護課長 (大崎弘美) 環境未来課長 (宮本良二) 総務課長 (松浦すが)			
	【事務局】局長：久万敏幸 次長 谷脇弘				
欠席者	なし		記録者	谷脇弘	
議題					
(1) 市議案について					
市議案第18号 須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について					
原案可決					
市議案第19号 須崎市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について					
原案可決					
市議案第24号 須崎市市営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例について					
原案可決					
市議案第26号 須崎市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例について					
原案可決					
市議案第27号 須崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について					
原案可決					

市議案第28号 須崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第29号 須崎市在宅介護手当支給条例を廃止する条例について	原案可決
市議案第31号 専決処分の承認について《分割》	原案承認
市議案第32号 令和7年度須崎市一般会計予算について《分割》	原案可決
市議案第36号 令和7年度須崎市国民健康保険特別会計予算について	原案可決
市議案第37号 令和7年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について	差し戻し
市議案第38号 令和7年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	原案可決
市議案第39号 令和7年度須崎市介護保険特別会計予算について	原案可決
市議案第40号 令和7年度須崎市水道事業会計予算について	原案可決
市議案第41号 令和7年度須崎市下水道事業会計予算について	原案可決
市議案第42号 令和6年度須崎市一般会計補正予算（第11号）について《分割》	原案可決
市議案第43号 令和6年度須崎市下水道事業会計補正予算（第4号）について	原案可決
市議案第45号 市道路線の認定について	原案認定
市議案第46号 指定管理者の指定について	原案可決
市議案第49号 指定管理者の指定について	原案可決
(2) その他について	

産業厚生委員会記録《令和7年3月17日》

○午前 9時00分 開会

~~~~~

○森光委員長=皆様、おはようございます。

遅刻の届けが出ております。土居委員が少し遅刻するということですので、御報告いたします。

なお、議事に入る前に議事の進行に当たりましては、挙手により、委員長の許可を得てから、発言を行うようお願ひいたします。

また、円滑な議会進行のため、議案に關係のない質問は控えるようにお願いいたします。休憩中に、執行部への長時間の質問につきましても、極力控えていただきますようお願ひいたします。

これより議事に入ります。

今議会、産業厚生委員会に付託されました議案の審査を行います。

市議案第18号 須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○森光委員長=まず、市議案第18号須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○高橋市民課長=それでは、市議案第18号須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書39ページから40ページでございます。このたびの改正は、令和4年8月22日に開催された県内国保の保険料水準の統一に向けた知事・市町村長会議の場において、高知県内の全ての市町村の保険料水準を令和12年度に統一することを確認したことから、県内の国保保険料水準の統一の方針に向けた取り組みといたしまして、国保税の賦課方式を、現在、本市が採用しております所得割率、資産割率、均等割率、平等割率の4方式で課税計算を行う方法から、資産割率を廃止いたしまして、残りの3方式での課税計算に変更しようとするものであります。この改正によりまして、資産割率が廃止となり、残りの所得割率、均等割率、平等割率については、現行の令和6年度における税率のまま、据置きといたしております。

改正条例の内容といたしましては、第2条第2項から第4項までの規定中「及び

「資産割額」の文言を削るとともに、第4条、第7条並びに第9条の規定をそれぞれ削除と改めるものであります。

なお、附則といたしまして、第1項において、この条例は、令和7年4月1日から施行するとともに、第2項において、適用区分といたしまして、この条例による改正後の須崎市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることを規定いたしております。以上です。

○森光委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長＝異議がないということですので、異議なしと認めます。

〔「いや、採決してください」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長＝本案は、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長＝異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することと決しました。

市議案第19号 須崎市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について

○森光委員長＝続きまして、市議案第19号須崎市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例についてを議案といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○高橋市民課長＝それでは、市議案第19号須崎市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書41ページから42ページでございます。このたびの改正は、改正前の条例におきまして、国民健康保険事業の財源の不足を生じたときの財源を積み立てるためといたしておりました基金の設置の目的を、国民健康保険事業の健全な運営及び各年度間の財政調整を図ることを目的といたしまして、変更しようとするものであります。

市議案第18号の須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例において、資産割率を廃止することに伴い、国民健康保険特別会計の歳入に不足が生じたときに、当該不足額に国民健康保険事業財政調整基金の残高を充当することで、他の所得割

率、均等割率、平等割率が上昇することを抑制することで各年度間の財政調整を図ることを可能とするよう改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、第1条の規定中「に財源の不足を生じたときの財源を積み立てる」の文言を「の健全な運営及び各年度間の財政調整を図る」に改めるとともに、第6条の規定を、基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、処分することができる。と改め、同条の第1号において、保険給付若しくは経済事情の変動又は災害等により財源が不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。と、第2号におきまして、保健事業の財源に充てるとき。と、第3号におきまして、前2号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営上必要が生じたとき。と規定いたしております。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものといたしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長＝ありませんか。

副市長。

○梅原副市長＝少し先ほど市民課長が御説明ありましたように、資産割をのける部分の各年度間の調整という部分はもちろんございますけども、それ以外にも、可能性として、令和12年度の保険料率統一に合わせて、何がしかの激変緩和であるとか、経過措置に関する部分で充当ができるれば、そちらの部分も一応見込みとしては全然ないわけではございませんので、その辺りちょっと御承知おきいただけたらということを思います。

○森光委員長＝そのほかにありませんでしょうか。よろしいですかね。

本案は、原案どおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長＝異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第24号 須崎市市営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○森光委員長＝続きまして、市議案第24号須崎市市営住宅の設置及び管理条例の一

部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

住宅・建築課長。

○國廣住宅・建築課長=おはようございます。

議案書は57ページからとなります。市議案第24号須崎市市営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

本議案は、公営住宅法施行令第13条第1項の表に定める準耐火構造の住宅の耐用年限45年を経過していることによる老朽化により、耐震性等の担保ができず、引き続き管理することが困難であり、解体及び撤去いたしましたので、用途廃止に伴い、第3条の表東川内第1市営住宅の項を削り、条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=ありませんか。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第26号 須崎市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例について

○森光委員長=続きまして、市議案第26号須崎市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道課長。

○大野上下水道課長=おはようございます。

御説明します。市議案第26号須崎市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明をいたします。

議案書は、61ページから64ページでございます。本議案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行により関係する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明いたします。

昨今の水道整備、管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、学歴及び学科要件における土木工学科、土木科以外の課程の追加や技術上の実務経験年数の見直し等を行うものでございます。第4条につきましては、布設工事監督者、また第5条につきましては、水道技術管理者の各資格要件について改めております。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=よろしいでしょうか。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第27号 須崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○森光委員長=続きまして、市議案第27号須崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

○楠瀬建設課長=おはようございます。

市議案第27号須崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書65ページから66ページでございます。本議案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の関係条例の引用条文について、条項の繰下げによる整理を行うものでございます。

改正内容は、須崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例第4条第6号で準用している施行令第21条を第22条に改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和7年6月1日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

宮田さん。

○宮田委員=お伺いいたします。

須崎市内にこの特定公園施設というのはございますでしょうか。

○森光委員長=建設課長。

○楠瀬建設課長=公園施設につきましては、特定施設という区分についてはありますが、全体的に公園、都市公園施設ということで認識しております。以上です。

○森光委員長=宮田さん。

○宮田委員=そうしましたら、対象になる公園があるという理解でよろしいでしょうか。

○森光委員長=建設課長。

○楠瀬建設課長=ちょっと暫時休憩お願いします。

○森光委員長=暫時の間、休憩します。

午前 9時14分 休憩

午前 9時15分 再開

○森光委員長=休憩前に引き続き開議いたします。

建設課長。

○楠瀬建設課長=確認をさせていただいて、改めてお答えするということでおよろしいでしょうか。

○森光委員長=宮田さん。

○宮田委員=はい、結構です。

○森光委員長=よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長＝ほかにないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第28号 須崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備
及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○森光委員長＝続きまして、市議案第28号須崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

○大崎長寿介護課長＝市議案第28号須崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書67ページから68ページでございます。今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令により、市町村が従う基準である指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、須崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案書68ページをお願いいたします。栄養士法の改正により、栄養士免許を得せずとも、管理栄養士になることが可能になることを受け、第152条第13項中「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長＝ありませんか。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長＝異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第29号 須崎市在宅介護手当支給条例を廃止する条例について

○森光委員長＝続きまして、市議案第29号須崎市在宅介護手当支給条例を廃止する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

福祉事務所長。

○森光福祉事務所長＝おはようございます。

市議案第29号須崎市在宅介護手当支給条例を廃止する条例について御説明いたします。

議案書の69ページ、70ページでございます。在宅介護手当につきましては、寝たきり状態の高齢者を介護する家族の方への支援といたしまして、介護サービスの基盤整備も不十分であったという当時の実情を踏まえ、平成4年度から開始をし、平成11年度からは、寝たきり状態である20歳以上65歳未満の重度の障害者の方も対象に加え、事業を実施してまいりました。その後、平成12年4月の介護保険制度の開始に伴い、高齢者を対象外とする改正が行われ、また、障害福祉分野におきましても、平成15年度からの支援費制度、平成18年度からの障害者自立支援法を経まして、平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が施行されるなど、障害者に係る福祉サービスが充実されてきましたことから、須崎市在宅介護手当支給条例を廃止しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○森光委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

宮田さん。

○宮田委員＝この在宅介護手当がなくなるということで、対象者がいらっしゃらないので、この条例をもうなくすということですが、実際に在宅で介護をされている方

とかもおいでるわけで、この要件に当てはまらないですけども、介護されている方に私は幾らかの手当てをするっていうことはとても大事なことだと思います。ほかの市町村は、在宅介護手当というのを様々な形で設けてます。須崎市でも介護認定を受けていらっしゃらない高齢者を御家族の方が自宅で見てるという、実際、在宅介護されてる方もいらっしゃいますので、私はそういう方に対しての支援につながるような条例であったら、置いておいたらいいなとは思うんですけども、この分、今の要綱には当てはまらないということで削除するということですが、そういったことに対して、所長の御意見はいかがでしょうか。

○森光委員長＝福祉事務所長。

○森光福祉事務所長＝委員さんの御意見といいますか、御提言を今、承りました。先ほど説明いたしましたとおり、高齢者の方につきましては、平成12年4月、介護保険制度が開始されました。現金支給ではなく、広く社会でサービスを担うという制度ができたときに、市議会の皆さんのお理解を得まして、廃止をしているところでございます。今回の提案につきましては、障害の方の部分の廃止を提案するものでございます。

○森光委員長＝ほかにございませんか。

〔「反対の意見があったけ、多分挙手でやらんといかんと思いますよ」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長＝反対の意思表明は。

〔「意思表明がね」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝私は、この在宅介護手当については残しておくべきだと思いますので、反対の立場といたします。

○森光委員長＝ただいま宮田委員から反対の意思表明がありましたので、御異議ありということで、挙手により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○森光委員長＝挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第31号 専決処分の承認について《分割》

○森光委員長＝続きまして、市議案第31号専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長=では、議案書73ページ、市議案第31号専決処分の承認についてにつきまして御説明いたします。

本議案は、令和6年度須崎市一般会計補正予算（第10号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げますとともに承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4億1,371万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ239億5,449万7,000円とするものでございます。

それでは、引き続き所管課から御説明いたします。

○森光委員長=福祉事務所長。

○森光福祉事務所長=それでは、福祉事務所所管分につきまして御説明いたします。

議案書は、別冊補正予算書の5ページでございます。今回の補正は、昨年11月に閣議決定されました国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に盛り込まれております物価高の影響を受ける低所得者世帯への支援といたしまして、令和6年度住民税非課税世帯への3万円の給付と、今回、給付を受ける世帯で18歳以下の子どもがいる世帯への子ども一人当たり2万円を給付する事業に係るものでございます。

第3款の民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費1億3,862万円の補正でございます。全額が重点支援地方交付金事業費、非課税世帯支援事業に係るものでございます。このうち給付金といたしましては、非課税世帯を4,200世帯と見込み、1億2,600万円、子ども加算分といたしまして300人分を見込み、600万円、合わせて1億3,200万円を扶助費として計上しております。また、事務費といたしまして、会計年度任用職員に係る報酬、共済費、旅費に加えまして、需用費、役務費、委託料合わせて、合計662万円を計上しております。

なお、事業につきましては、令和6年12月13日を基準日といたしまして、支給対象になると思われる世帯のうち、前回給付金の振込があった世帯には前回と同じ口座に3月31日に振り込むことの通知といたしまして、3月上旬に支給のお知らせを、そのほかの世帯には支給要件確認書、また、転入や世帯の中に未申告者がおり、課税世帯か非課税世帯かが不明な世帯には給付金申請書を3月中旬に送付しております。支給要件確認書及び給付金申請書につきましては、申請期限を5月30日といたしまして、現在、申請を受け付けているところでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

西村さん。

○西村委員＝福祉事務所長、御丁寧な御説明ありがとうございます。

まず、この支給要件確認書で前回申請がなかった方、大体どれくらいいて、どれくらいこの今、返ってきてますでしょうか。確認、例えば銀行口座の証明とかお願いしますということで送付されちゅうと思いますが、今の現状で、ちょっと分かりにくかったらあれですけど、大体どれぐらいが支給要件確認書、分からなないっていうようなところですか、4, 200のうちですね。

○森光委員長＝福祉事務所長。

○森光福祉事務所長＝御質問のありました件にお答えいたします。

今、説明しましたとおり、お知らせにつきましては3, 227通、支給要件確認書につきましては184通、給付金申請書につきましては529通を送付をしております。申請につきましては、先週後半から申請の方がおいでになっておりますが、実数といたしましては、まだ集計しておりません。

○森光委員長＝ほかにありませんか。

西村さん。

○西村委員＝もう1点です。それと、非課税か課税か分からぬ方というようなことで、確認書を送られるというようなことですけど、これも申告されてなかつた場合は、申告されてなかつた場合でも非課税とみなす場合もあるがですか、それは、確定申告。

○森光委員長＝福祉事務所長。

○森光福祉事務所長＝今の説明しましたとおりで、課税の状況が分からぬ方については申請書、給付金申請書をお送りしております。窓口においでになった場合には、税務課で申告のお願いをしております。申告なくとも、非課税ということが確認取れた場合には、そのようなもので受付をしております。

○森光委員長＝ほかにありませんか。よろしいですかね。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長＝異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第32号 令和7年度須崎市一般会計予算について《分割》

○森光委員長＝続きまして、市議案第32号令和7年度須崎市一般会計予算について

のうち、当委員会付託分を議題といたします。

委員会再編により大変量が多くなっておりますので、まず、旧産業建設委員会関係の議案から説明、質疑を行い、その後、旧教育民生委員会関係の議案説明、質疑応答を行いたいと思います。

最後に、まとめて同議案の採決を行います。

説明は、令和7年度当初予算主要事業説明書で簡潔にお願いいたします。

それでは、順次執行部の説明を求めます。

住宅・建築課長。

○國廣住宅・建築課長＝それでは、市議案第32号令和7年度須崎市一般会計予算の住宅・建築課所管分の事業につきまして御説明申し上げます。

令和7年度当初予算主要事業説明書の28ページをお願いします。空き家対策促進事業費でございます。空き家対策に関する啓発、情報発信、空き家の所有者に処分方針の決断を促すための取り組みや、空き家の掘り起こしへの取り組みなど、課題となっております空き家対策の取り組みを進めるための費用に要する経費を計上しております。総額は117万7,000円、内訳は、主な経費としまして、第12節委託料91万9,000円、これにつきましては、暮らすさきとともに開催する空き家相談会や、空き家マッチングツアなどの事業に関する委託料となっております。

次に、50ページ、住宅リフォーム補助金交付事業費でございます。事業概要につきましては、2つの交付事業となっております。まず1つ目は、須崎市内の空き家に子育て世帯が自ら居住するために行うリフォーム工事費の一部を補助することで、空き家の利活用及び子育て世帯の定住促進につなげることを目的として、工事費の補助を行う空き家リフォーム補助交付事業、対象者は、須崎市に1年以上継続して居住し、18歳未満の子どもを養育していること等、また対象物件は一戸建ての専用住宅で耐震基準等を満たしている空き家を想定しており、補助率は100%、総事業費が100万円以上となる工事で、補助上限は270万円と考えております。

もう一つは、現に居住している住宅へのリフォーム工事費の一部を補助することで、住宅の長寿命化を図り、空き家の発生抑制につなげることを目的として、工事費の補助を行う住家リフォーム補助交付事業、対象者は、須崎市に1年以上継続し、居住していること等、また対象物件は、耐震基準を満たしている一戸建ての専用住宅を想定しており、補助率は20%、総事業費が50万円以上となる工事で、補助上限は20万円と考えております。さらに18歳未満の子どもを養育している世帯が居住する住宅の工事に対しては、若者の定住、定着を促進することを目的として、補助率は40%、補助上限は40万円と上乗せすることも考えております。事業費につきましては、総額で3,570万3,000円を計上しております。内訳は、主な経費としまして、第18節負担金補助及び交付金3,550万円となっており

ます。

なお、詳しい制度の内容については、4月1日施行に向け、要綱を作成中でございます。

続いて、309ページ、お願いします。土砂災害特別警戒区域内住宅建替等支援事業費でございます。事業概要につきましては、土砂災害特別警戒区域内、通称レッドゾーン内では、住宅の建て替え等の際に、土砂災害に対して安全な構造とするよう、建築物の構造規制が行われています。そこで、レッドゾーン内で暮らし続けていく市民の安全性の向上と地域への定住を支援するため、建て替え等の際に必要となる防護壁等の一部を補助するものとなっております。

制度の内容につきましては、レッドゾーン内へ住宅の建て替え等を行う際に、建築基準法に基づく構造方法により外壁を強化した場合や、防護壁を設置した場合に、その費用の一部を補助するもので、補助上限は252万円、補助率は県が2分の1、市が4分の1となっております。事業費は、第18節負担金補助及び交付金として252万円を計上しております。

続いて、318ページをお願いします。狭い道路整備等促進事業費でございます。この事業は、狭い道路の解消を図ることを目的とした国土交通省の補助事業で、都市計画区域内における建築基準法第42条第2項に規定される幅員4メートル未満の道路の整備のために当該道路に接する土地について、道路中心線から2メートル以上セットバックさせて、道路を拡幅することを条件に用地を寄附してもらい、事業主体である市には事業費に対して2分の1の交付金が交付されます。事業費は、第14節工事請負費として200万円を計上しております。

続きまして、328ページ、建築総務費でございます。建築行政及び建築営繕業務に要する経費でございまして、総額では128万5,000円計上しております。内訳は、事業概要のとおりとなっておりますが、主な経費としまして、第13節使用料及び賃借料104万8,000円、これにつきましては、設計業務における事務効率化のための営繕積算システムRIBC利用料となっております。

続きまして、331ページ、市営住宅維持管理費でございます。市営住宅、改良住宅等の維持管理に要する費用でございまして、総額では6,118万3,000円計上しております。内訳は、事業概要のとおりとなっておりますが、主な経費としまして、第10節需用費1,732万円は、住宅に係る維持管理修繕料1,605万2,000円となっており、残額は消耗品費、燃料費、電気料及び水道料などとなっております。また、第14節工事請負費3,619万9,000円につきましては、退去補修工事費として980万円、電子式水道メーター取替工事費として1,672万円、野見市営住宅屋上防水改修工事費967万9,000円となっております。

続いて、次ページ、収納管理費についてでございます。公営住宅の使用料の決定

や納付書の発行、滞納整理や住宅明け渡し訴訟に係る経費でございまして、総額で190万5,000円計上しております。事業概要は、記載のとおりとなっておりますが、主な経費としまして、第12節委託料55万5,000円は、住宅明け渡し訴訟の弁護士委託料であり、第21節補償補てん及び賠償金60万円は、住宅明け渡しに対する裁判所への執行予納金となっております。

続いて、333ページ、お願ひします。公営住宅外壁改修事業費でございます。総額では8,035万5,000円を計上しております。内訳は、主な経費としまして、第14節工事請負費7,738万5,000円、これにつきましては、長寿命化計画に基づき、改修時期を迎えております南永田市営住宅の外壁改修工事費及び給水設備改修工事費となっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝続きまして、農林水産課が所管する予算につきまして、主なものを説明させていただきます。

令和7年度当初予算主要事業説明書は249ページからでございます。まず、第6款農林水産業費第1項農業費第3目農業振興費でございます。細目11園芸用ハウス整備事業費3,153万1,000円につきましては、農協等が実施する園芸用レンタルハウス等の整備であり、令和7年度は3棟を計画しております。

次に、250ページ、細目13競争力強化生産総合対策事業費1億6,200万円は、産地の収益力強化、合理化を図るための施設整備に対する補助でございまして、耐候性ハウス4棟と養液培養システム一式を計画いたしております。

次に、251ページ、細目16多面的機能支払交付金事業費507万8,000円は、農業者や地域住民が共同で取り組む、水路や農道などの保全活動に対する支援でございまして、上分、安和、中島、角谷、中氏の5地区への補助金を交付するものでございます。

次に、252ページ、細目17環境負荷軽減促進事業費766万6,000円は、環境保全型農業を実践するための経費への補助でございまして、令和7年度は、防虫ネットが5件、ヒートポンプが3戸、ミョウガの廃液処理装置が3戸をそれぞれ計画いたしております。

次に、少しページが飛びますが、255ページをお開きください。細目27こうち農業確立総合支援事業費1,625万7,000円は、JAや農業者の組織する団体等が推進する農業振興策への補助でございまして、梱包スチロール蓋掛け装置と養液培養システム一式を計画をいたしております。

それから、また少しページ飛びますが、257ページをお開きください。細目30農業次世代人材投資事業費625万円は、経営開始直後の青年就農者に対する資金の補助で、金額や補助の期間につきましては事業概要に記載のとおり、就農者が

事業採択された年度によって異なりますが、令和7年度につきましては、継続分と新規分を合わせまして4経営体を予定いたしております。

次に、258ページ、細目40燃料タンク対策事業費450万円は、南海トラフ地震による二次災害リスクの軽減を図るため、農業用燃料タンク6基分の整備に係る経費について補助するものでございます。

次に、259ページ、細目46農業用ハウス防災対策事業費682万5,000円は、農業用ハウスの災害被害を軽減するための支援として、ハウスの天井アーチ接続部分にレインペットという雨どいを設置し、ハウスの補強を行うものであり、9戸の補助を予定いたしております。

次に、260ページ、細目54新規就農者経営発展支援事業費1,885万円は、就農後の経営発展のために必要な機械や施設等への補助を行うもので、3名の新規就農者への補助を予定いたしております。

次に、少しページが飛びますが、263ページをお開きください。細目59園芸用ハウス等リノベーション事業費3,298万3,000円は、令和7年度からの新規事業で、事業概要は記載のとおりでございますが、具体的には、ハウス本体の補強、または被覆資材の高度化、ハウス内設備の高度化につながる環境制御装置や資材等の導入支援を行うものでございます。

次に、264ページ、ここからは第4目農地費に移ります。まず、細目02市単農道維持管理事業費435万4,000円は、主にふるさと農道大谷線の維持管理に要する経費でございます。

次に、少しページ飛びますが、266ページをお開きください。細目04農道防災対策事業費800万円は、法印山トンネルの照明工事でございます。

それから、また少しページ飛びますが、269ページをお開きください。細目28県工事負担金（水利施設整備事業）3,750万円は、池ノ内第2排水機場整備負担金でございます。

次に、270ページ、細目31農道整備事業費2,500万円は、ふるさと農道大谷線の舗装工事でございます。

次に、271ページ、細目32地域農業水利施設保全型事業費4,180万円は、桐間第一排水機場の長寿命化対策でございまして、排水機場の設計委託を予定いたしております。

次に、272ページ、細目33県工事負担金、（用排水施設整備事業）600万円は、中ノ浦排水機場の県営事業に係る負担金でございます。

次に、273ページ、第5目排水機維持費でございます。細目01排水機維持費4,234万4,000円につきましては、農林水産課が所管する排水機場の維持管理に要する経費でございます。前年度比2,141万6,000円の増につきましては、中ノ浦仮設排水設備工事費と、その仮設排水機場の維持管理に伴うもので

ございます。

次に、275ページをお開きください。ここからは第2項林業費第1目林業総務費に移ります。まず、細目03鳥獣被害防止総合対策事業費1,578万6,000円は、主にイノシシなどの捕獲や新規狩猟者の講習、被害防止柵の設置などに対する補助金でございます。

次に、276ページ、細目06鳥獣被害防止総合対策交付金事業費566万円は、イノシシの捕獲補助金に対して、国の交付金を上乗せ補助するものでございます。

次に、277ページ、細目08森林環境譲与税基金積立金は、森林整備及びその促進に要する経費の財源として、森林環境譲与税を基金へ積み立てるものでございます。

次に、278ページ、細目09森林環境整備事業費1,975万2,000円は、森林環境譲与税を活用した森林整備や担い手の育成、確保等に要する経費で、主なものでは、森林整備の意向調査、事前準備業務委託などでございます。

次に、少しページ飛びますが、282ページをお開きください。ここからは、第2目林業振興費に移ります。細目10森林整備地域活動支援推進事業費806万円は、森林組合が行う森林所有者情報収集や森林の境界明確化に対する補助でございます。

それから、また少しページ飛びますが、284ページ、細目21林地崩壊防止事業費2,160万円は、須ノ浦、及び今川内の排水路改良工事でございます。

次に、290ページをお開きください。ここからは、第3項水産業費第2目水産業振興費に移ります。細目04水産資源保護増殖事業費1,016万9,000円は、主に新莊川へのアユの放流や、ヒラメ、イサキ、アワビ、キジハタなどの放流と、これらの稚魚を放流するまでの間育成に関する費用でございます。

次に、291ページ、細目15水産多面的機能発揮対策事業費154万3,000円は、藻場、干潟等の減少や機能低下を防ぐための保護活動を行う組織への補助金などでございます。

次に、292ページ、細目17漁業生産基盤維持向上事業費750万円は、大谷漁協の冷凍機整備事業でございます。

次に、293ページ、細目24新規漁業就業者支援事業費140万9,000円は、後継者育成のため、新規就業者を支援するための事業で、令和7年度は1名を予定いたしております。

次に、少しページ飛びますが、295ページをお開きください。ここからは、第3目漁港管理費に移ります。細目01漁港管理費は、主に各漁港の修繕や維持管理費を計上いたしております。

次に、296ページ、細目11水産物供給基盤機能保全事業費1億350万円は、新莊漁港の物揚場の補修設計委託料と補修工事費でございます。

次に、297ページ、細目15安和漁港海岸高潮対策事業費1億8,450万円は、安和海岸保全施設等の整備に要する経費でございます。

続きまして、令和7年度須崎市一般会計予算書の104ページをお開きください。第11款災害復旧費を説明させていただきます。第1項農林水産施設災害復旧費第1目現年発生補助災害復旧費は3,000万円、それから第2目現年発生単独災害復旧費は300万円をそれぞれ計上をいたしております。

説明は以上でございます。

○森光委員長=ちょっとお諮りいたします。

説明、今、ちょっと長くなるところもあるんですが、一旦ここで休憩を挟むことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=そしたら、今から10分間、休憩いたします。

午前 9時53分 休憩

午前10時04分 再開

○森光委員長=休憩前に引き続き開議いたします。

建設課長。

○楠瀬建設課長=市議案第32号令和7年度須崎市一般会計予算のうち、建設課所管分について御説明申し上げます。

令和7年度当初予算主要事業説明書の304ページからでございます。第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費の127万2,000円につきましては、道路台帳管理システム保守委託料や各種協議会負担金に要する経費でございます。

続きまして、がけくずれ住家等防災対策事業費の5,610万円につきましては、浦ノ内中平地区で1か所の工事を予定しております。

1枚めくっていただきまして、公共残土場整備事業費は、県道須崎仁ノ線鳥坂トンネル道路改良などの残土場予定地の土地鑑定評価で120万円。

次に、災害緊急対応補助金交付事業費の50万円は、災害発生後の緊急対応について、被災した地域の自治組織で復旧作業が迅速に図られる体制を支援するものでございます。

次のページに移りまして、高台整備事業費の6,671万5,000円は、須崎自動車学校用地の測量設計、不動産鑑定評価業務、防災集団移転促進事業に係る意向調査と、基本構想設計業務の委託料でございます。

1枚めくっていただき、第2目地籍調査事業費の1億7,915万5,000円でございますが、令和7年度の調査区は、1年目工程が、安和と多ノ郷の一部と幸町、泉町、栄町、2年目工程が西町1丁目、2丁目などを予定しております。

次に、第2項道路橋りょう費第1目道路橋りょう総務費の138万3,000円は、事務費及び各種協議会等の負担金に要する経費となっております。

次のページの第2目道路維持費3,165万8,000円は、市道維持管理に要する経費で、道路附属施設等の修繕費や道路照明電気などの需用費で800万円、災害時などで発生する土砂取り除きなどの役務費で700万円、市道草刈り等の委託料で400万円、工事請負費で800万円を計上しております。

続きまして、第3目道路新設改良費の市単道路整備事業費1億8,890万円につきましては、橋りょう補修工事設計委託料や市道の舗装維持、修繕、補修に対する工事予算となっております。

次のページに移りまして、県工事負担金（県道等）でございますが、県道整備に係る負担金で1,265万2,000円を計上し、県道須崎仁ノ線、県道横浪公園線の整備事業を予定しております。

次に、社会資本整備総合交付金事業費の7,802万円でございますが、上分依包樽線の測量設計委託と現道拡幅工事などを予定しております。

次のページの辺地対策事業費ですが、浦ノ内南岸の対象地で、令和7年度は浦ノ内福良の道路改良工事の2,000万円を計上しております。

319ページに移りまして、須崎総合高校新設道路建設事業費の2億4,600万円は、市道和田池ノ内線から須崎総合高校までの通学路整備工事に要するものでございます。

次に、1枚めくっていただき、道路メンテナンス事業費1億9,796万9,000円は、市内95か所の橋梁の定期点検と新莊坂ノ川橋のほか9橋の補修設計委託業務に7,003万6,000円、吾桑国見の候申橋のほか7橋の補修工事で1億2,250万円としております。

次に、第3項河川海岸費の第1目河川海岸保全費は、協議会、協会の負担金と河川補修、浚渫等の工事費としまして857万円を計上しております。

次に、2枚めくっていただきまして、第4項港湾費の国直轄港湾改修事業負担金（須崎港湾改修事業）の7,350万円ですが、令和7年度事業は、東防波堤の腹付工を予定しております。

次に、県工事負担金（須崎港湾改修事業）の1,470万円ですが、令和7年度事業は、港町地区の耐震強化岸壁の整備を予定しております。

次に、2枚めくっていただきまして、329ページの第5項都市計画費第2目公園費の公園維持管理費2,099万8,000円につきましては、公園、緑地の維持管理費で、主なものとしまして、電気、水道料の需用費で350万円、清掃費や浄化槽維持管理業務委託料としまして995万円となっております。また、東川児童公園のトイレ更新などの工事請負費としまして672万2,000円を計上しております。

次に、シンボルロード維持費としまして562万円を計上しております。

続きまして、市議案第32号別冊、令和7年度須崎市一般会計予算書をお願いします。こちらの別冊予算書105ページから106ページでございます。第11款災害復旧費第2項公共土木施設災害復旧費第1目現年発生補助災害復旧費で3,000万円、第2目現年発生単独災害復旧費が600万円、第3目過年発生補助災害復旧費に2,002万1,000円を計上しております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長＝総務課長。

○松浦総務課長＝農業委員会事務局所管の農業委員会費につきまして御説明いたします。

別冊主要事業説明書242ページからでございます。第6款農林水産業費第1項農業費第1目農業委員会費は、農業委員会委員報酬をはじめ、定例総会の開催や農業委員会業務に要する費用で505万1,000円となっております。

243ページ、細目03農業者年金経費は農業者年金委託業務に要する経費で8万3,000円、次のページで細目04農家台帳整備事業費は農家台帳の整備・運用に係るシステムの保守委託でございますが、令和7年度は標準準拠システム連携に関する委託料が増となるため、106万5,000円増の139万5,000円を計上いたしております。

次に、245ページ、細目05高知県農地集積支援事業費364万4,000円は、農家台帳の管理や修正、遊休農地調査等の実施に要する経費で、主に会計年度任用職員の人物費及び事務費となっております。

次のページ、細目06情報収集等業務効率化支援事業費は、農業委員などがタブレット活用による現地調査の実施に要する経費で20万1,000円となっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○森光委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

宮田さん。

○宮田委員＝農林水産課長にお伺いいたします。275ページ、276ページにわたりまして、鳥獣被害の対策の予算があります。この中で新規狩猟者の確保との事業費がありますが、昨年度新規狩猟者になられた方、多分女性の方もおいでるとお聞きしたがですけども、何名ぐらいいらっしゃるんでしょうか、お伺いいたします。

○森光委員長＝農林水産課長。

○鳴崎農林水産課長＝令和6年度実績でよろしいでしょうか。

○森光委員長＝宮田さん。

○宮田委員=はい、そうです。

○森光委員長=農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長=令和6年度につきましては、実績が、わなが7人と銃はゼロ人、なしでございます。以上でございます。

○森光委員長=宮田さん。

○宮田委員=そうしましたら、まだ正式には取られてない方がおいでるということでおろしいでしょうか。試験を受けた方が去年いらっしゃったということですが、というのは、イノシシの特に捕獲する方が減ってまして、捕獲する人が増えることが私は望ましいと思っています。その中でも、女性が受けたということを聞きましたので、女性も取れるものだということが分かりましたら私も取ってみようかという方が増えるのは、本当に本来男の方が中心になってされてますけども、県外とかもそうですけども、女性が活躍して取っているという事例もありますので、そういうこともあるということもまたどこかでお知らせいただけたら狩猟者が増えるのではないかと思いまして提案をいたします。

それと、276ページでイノシシの、イノシシだけじゃないですけども、鳥獣被害の捕獲に対する補助額が増えております。年々本当に被害が増えてる、昨年も本当にあちこちで掘られてて、本当に捕っても捕っても追いつかないという状況にありますので、捕獲するだけでなく、捕獲するときにいろんな対策が必要かと思います。イノシシが出たら捕獲に来てくださいという取り組みだけでなく、地域でどうやって守っていくか、例えば餌場になるようなところは置かないようになるとかいう、そういうことも大切だと思いますので、補助金が増えたことは大変歓迎するものですが、地域とかでまたどういった対策をしていくかということも考えていくつていただくようなことも必要かと思いますので、そういったことについての御所見をお伺いいたします。

○森光委員長=農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長=まず、狩猟の免許に対する補助金でございますが、狩猟の免許につきましては、まず男性女性関係なしに、性別関係なく免許を取ることはできまし、また補助金等ございますので、狩猟免許を広報等を通じてPRというか、広報していきたいなというふうに考えております。

それから、捕獲の対策ですが、地域の中では御提言いただいた部分につきましては、市内各地に猟友会がございまして、その猟友会が一堂に集まる須崎市鳥獣被害対策協議会というのがございますので、またそちらのほうで今いただいた意見等を踏まえて、また検討をしていきたいのかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=ほかにはございませんでしょうか。

宮田さん。

○宮田委員＝330ページの分ですが、シンボルロードの維持費についてです。以前質問をいたしましたが、シンボルロードがずっと夜間照明がついてますが、それで一部分消えてるところがございます。郵便局の前の部分が夜間ずっと消えてるんですけども、その以外の部分がずっと夜中から朝までついてる状態ですので、私は夜中から朝までの部分についてはシンボルロードの電気は消してもいいんではないかと私は思うところでございます。電気料の節約にもなるのではないかと。一部分消えてるわけですから、ほかのところも消えるのではないかと思いますが、どうしてその一部分だけ消えてるのでしょうか、お伺いいたします。

○森光委員長＝建設課長。

○楠瀬建設課長＝一部分消えてるところにつきましては、現在、せせらぎ、水の流れているところですが、海のまちプロジェクトでぼんぼりをつけたりとか、そういうことやってまして、そこだけは一旦消しているという状況でございます。ほかについて、宮田委員言われるように時間で消したらどうかという御質問でございますが、ここについては一応シンボルロードということもありまして、暗いときは点灯させていただきたいということで、市民の皆様にも御説明させていただいているところでございます。以上です。

○森光委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝市民の皆様はやはりもったいないのではないかというお声もいただいておりますので、また御検討いただくことをどうかよろしくお願ひいたします。

○森光委員長＝西村さん。

○西村委員＝1件だけ、326ページ、確認させてください。県工事負担金、これ土木の関係やと思いますけども、耐震強化岸壁、港町、今まで移動土木等で再々議題になりました土のうを山積みにしちゅうとか、それを何とかしてもらいたいというような声が随分上がってましたけど、このことでしょうか。

○森光委員長＝建設課長。

○楠瀬建設課長＝確認してるところは、まずは木材工業団地のある前の辺りから順番に工事をしているということで、ここを確認しております。

○森光委員長＝西村さん。

○西村委員＝そしたら、まだ令和7年度に、あそこはたしか福山通運の前ぐらいやったと思いますけど、あの辺まで延伸するかどうかがまだ確認がされてないということですか、まだ分からないということでしょうか。

○森光委員長＝建設課長。

○楠瀬建設課長＝ちょっとそこは確認できていません。

○森光委員長＝西村さん。

○西村委員＝また後でお願いします。

○森光委員長＝よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

宮田さん。

○宮田委員=住宅・建築課の課長にお願いいたします。50ページの住宅リフォーム補助金交付事業費についてですが、大変このリフォーム制度ができたこと歓迎するものですが、もう既に着工いたしました工事についてはやはり無理かとは思うんですが、そこの確認をいたします。

○森光委員長=住宅・建築課長。

○國廣住宅・建築課長=お答えします。もう着工している部分については、事業対象外となります。

○森光委員長=宮田さん。

○宮田委員=大変仕組みからいたらそういうことにはなってくるかとは思うんですけども、この一、二年内に建てられた、リフォームされた方とか、本当に残念だったというところになるかと思います。またそういうことも考えていっていただけたらいいかとは思います。

それと、今居住している住宅ということですが、居住している方がそこの住宅の権利者でないといけないということなどはどうなってくるのでしょうか、お伺いいたします。

○森光委員長=住宅・建築課長。

○國廣住宅・建築課長=お答えします。まず、空き家リフォームに対しては、所有者じゃないと対象になりません。住家の居住してのリフォームに対しては、居住している方、所有者じゃなくても対象にはなります。

○森光委員長=宮田さん。

○宮田委員=そうしましたら、貸家の場合はどうなりますでしょうか。

○森光委員長=住宅・建築課長。

○國廣住宅・建築課長=貸家の場合は対象外となります。

○森光委員長=ほかにございませんでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=ないようですので、次に旧教育民生委員会関係の議案について、執行部の説明を求めます。

市民課長。

○高橋市民課長=それでは、市民課所管分につきまして、主な事業について御説明いたします。

まず、令和7年度当初予算主要事業説明書の66ページを御覧ください。第2款総務費第1項総務管理費第9目諸費、臨時ナンバー交付等事務費3万2,000円につきましては、臨時運行許可番号プレートの貸出しに関する事務費となっております。

続きまして、80ページを御覧ください。第3項戸籍住民基本台帳費第1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費につきましては、前年度より147万円増額の3,957万3,000円を計上いたしております。戸籍法及び住民基本台帳法に基づく事務経費でありまして、戸籍管理システム保守委託料、戸籍システム標準化委託料、コンビニ交付サービス保守委託料など委託料1,907万3,000円が主な経費となっております。

次の81ページを御覧ください。マイナンバーカード交付事務費1,412万8,000円は、マイナンバーカード交付に関する会計年度任用職員の人事費並びに郵便局に委託いたしておりますマイナンバーカードの申請補助業務委託料など、マイナンバーカード関係の運営費用となっております。

次に、92ページを御覧ください。第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費で、国民健康保険特別会計繰出金2億8,507万5,000円は、保険基盤安定繰出金や財政安定化事業繰出金など一般会計から国民健康保険特別会計への繰り出しによる経費となっております。

次に、134ページでございます。第5目老人福祉費、後期高齢者医療事業費の6億1,725万4,000円は、後期高齢者医療広域連合の運営費用であります後期高齢者医療広域連合業務負担金や保険給付に係る市町村の負担分であります後期高齢者医療療養給付費負担金、加えまして一般会計から後期高齢者医療特別会計に対する繰出金であります基盤安定負担金や人件費、事務費などとなっております。

次に、139ページでございます。第6目国民年金費の国民年金費16万5,000円につきましては、国民年金に関する事務に要する消耗品費等の経費となっております。

次に、208ページでございます。第4款衛生費第1項保健衛生費第1目保健衛生総務費の健康づくり事業費569万5,000円は、後期高齢者への健康診断の勧奨及び実施に要する費用となっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長＝福祉事務所長。

○森光福祉事務所長＝続きまして、福祉事務所が所管いたします予算につきまして御説明いたします。令和7年度須崎市一般会計予算書は55ページ、当初予算主要事業説明書は90ページからでございます。

まず、55ページを御覧ください。第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費は4億3,328万7,000円計上しております、昨年度より14万9,000円の減額となっております。主な事業といたしましては、事業説明書90ページからでございます。社会福祉総務費は、社会福祉全般に要する費用といたしまして5,264万1,000円を計上しております。主なものといたしましては、民生委員協議会補助金483万5,000円、社会福祉協議会補助金4,31

8万2,000円などでございます。

次に、95ページをお願いいたします。あつたかふれあいセンター事業費3,974万6,000円は、地域福祉の拠点といったしまして各地域で集いや支え合い活動を行うものでございまして、須崎地区と多ノ郷地区につきましては須崎市社会福祉協議会が、浦ノ内、上分、安和地区につきましてはそれぞれ地域自主組織または集落活動センターに事業を委託しております。

続きまして、予算書は56ページをお願いいたします。第2目障害者福祉費は8,761万6,000円で、前年度比422万6,000円の増額となっております。主な事業といたしましては、96ページからでございます。障害者福祉費513万6,000円は、障害福祉全般に要する経費を計上しておりまして、主なものでは避難行動要支援者システムの改修委託料255万5,000円のほか、高幡障害者支援施設組合など各協議会への負担金、各障害者団体への補助金を計上いたしております。

次に、97ページをお願いいたします。重度心身障害児者医療費5,154万6,000円は、重度心身障害児者の医療費自己負担分の助成に要する費用で、現在の受給者証の交付人数は411名でございます。

次のページをお願いいたします。特別障害者手当等給付費743万3,000円は、著しい重度の障害を有するため、日常生活において常時介護が必要な在宅の方に支給されるものでございまして、対象者を特別障害者手当17名、障害児福祉手当7名、経過的福祉手当1名を見込んでおります。

次に、99ページをお願いいたします。福祉タクシー事業費653万7,000円は、社会参加促進などを図るため、重度の心身障害児者や人工透析を行っている方がタクシーを利用する際の料金または自家用車の燃料代の一部を助成するものでございます。本年度は、2月末現在、タクシーチケット166名、ガソリン券172名、合わせて338名の方が御利用されております。

次に、少し飛びますが、102ページをお願いいたします。障害者相談支援事業費1,557万9,000円は、障害者及びその介護を行う方からの相談に応じ、情報提供などを行う相談支援事業を社会福祉協議会に委託するもので、社会福祉協議会の中にあります生活支援・総合相談センターほっとで実施している事業の一つでございます。

続きまして、予算書は57ページをお願いいたします。第3目障害者自立支援給付費は7億2,398万4,000円で、前年度比4,950万円の増額となっております。増額の主な理由は、障害福祉サービス給付費及び障害児給付費の増額によるものでございます。主な事業といたしましては、107ページをお願いいたします。障害福祉サービス給付費5億8,000万円は、障害のある方からの申請に基づきまして支援区分の認定を行い、その区分に応じて作成されましたサービス利

用計画によって各種自立支援給付が行われるものであり、居宅介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、計画相談支援などの給付がございます。なお、原則といたしまして、費用の1割が自己負担で、残り9割を国、県、市がそれぞれの割合で負担するものでございます。

次のページをお願いいたします。補装具給付費600万円は、身体障害児・者の失われた身体機能を補完または代替する補装具、具体的には車椅子や補聴器などの購入や修理に係るものでございます。

次に、109ページをお願いいたします。障害者自立支援医療給付費4,561万7,000円は、障害の軽減や機能回復のための医療費を助成するものでございます。

次に、111ページをお願いいたします。障害児給付費8,630万円は、障害児の施設入所に係る措置費や障害児の相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの給付に要する費用でございます。

続きまして、予算書は58ページ、第4目障害者地域生活支援事業費でございます。主な事業といたしましては、115ページをお願いいたします。日常生活用具給付等事業費900万円は、重度障害者に自立支援生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図るもので、実績のほとんどがストーマ装具や紙おむつなど排せつ管理支援用具の給付でございます。

次に、少し飛びまして、124ページをお願いいたします。地域活動支援センター事業費825万円は、地域活動支援センターの運営に要する経費でございまして、指定管理者への委託料でございます。地域活動支援センターは、障害者の創作的、生産的な活動の機会の提供、社会参加の促進等の便宜を供与する施設でございます。

続きまして、予算書は65ページ、第3項生活保護費第1目生活保護総務費でございます。生活保護総務費1億162万3,000円で、前年度比1,109万8,000円の増額となっております。増額の主な理由は、生活保護システムの標準システムへの移行準備に係る委託料の増額によるものでございます。事業説明は192ページをお願いいたします。生活保護総務費の1,496万5,000円は、生活保護の申請、受付、支給等に要する費用でございます。

次に、193ページ、生活困窮者自立相談支援事業費1,357万9,000円は、生活保護に至る前の段階の自立支援対策の強化を図るため、生活困窮者に対して支援を行うもので、社会福祉協議会の中になります生活支援・総合相談センターほっとで実施している事業の一つでございます。本年度の新規相談は、2月末現在で28件でございます。

次のページ、被保護者就労支援事業費338万5,000円は、福祉事務所に配置をしております就労支援員の雇用に関する経費でございます。

次に、196ページをお願いいたします。生活困窮者就労準備支援事業費637

万1,000円は、生活困窮者の中でも長期失業者や就労経験のない方に対して、一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を計画的かつ一貫的に支援する事業でございまして、社会福祉協議会に委託して実施しておるものでございます。

次に、197ページをお願いいたします。生活保護適正実施推進事業費363万8,000円は、生活保護受給者の年金等の調査を行う年金調査員の雇用経費でございます。

また、次のページ、医療扶助適正化事業費389万2,000円は、生活保護の適正な運営を確保するため、レセプト点検を委託する経費で、医療扶助の適正化を推進するものでございます。

次に、199ページをお願いいたします。生活困窮者家計改善支援事業費450万9,000円につきましては、家計に課題を抱える生活困窮者を支援するもので、社会福祉協議会に委託をして実施しているものでございます。

続きまして、200ページ、第2目扶助費、生活保護扶助費は、前年と同額の9億円を計上しております。なお、令和7年2月末現在の生活保護受給者につきましては397世帯472人でございまして、1年前の令和6年2月末現在と比較をいたしますと世帯数では21世帯の減、人数では28人の減となっております。

最後になりますが、予算書は66ページ、事業説明書は202ページでございます。災害援護資金貸付金180万円は、前年と同額を計上しております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=長寿介護課長。

○大崎長寿介護課長=続きまして、長寿介護課所管分の予算につきまして御説明いたします。令和7年度当初予算主要事業説明書126ページから、第3款民生費第1項社会福祉費第5目老人福祉費でございます。なお、説明は主な事業とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、126ページ、老人福祉費1,598万2,000円は、敬老会事業費等記念品費95万2,000円、老人デイサービス施設修繕料90万円を計上しております。負担金補助及び交付金1,325万7,000円のうち825万7,000円は、特別養護老人ホーム葉山荘負担金で、葉山荘に係る電動ベッドや特浴設備の備品購入など管理運営に要する経費でございます。

次に、128ページ、高齢者等福祉タクシー事業費は500万円を計上しております。タクシーチケット助成費480万円につきましては、全額すさきがすきさ応援基金を活用するものでございます。

次に、129ページ、住宅改造支援事業費は193万2,000円でございます。

次に、少し飛びまして133ページ、老人施設入所措置費（養護分）は、中土佐町の双名園等養護老人ホーム入所者措置費で、3,900万円を計上しております。

次に、135ページ、高知県福祉避難所指定促進等事業費の162万円は、県の

2分の1の補助金を活用して整備するもので、指定施設及び運営訓練実施に対し必要な物品購入等が対象となるものでございます。

次に、136ページ、高齢者等ごみ出し支援事業費148万円は、令和5年度より導入した見守りとごみ出し支援を必要とする独居高齢者や高齢者のみの世帯を対象とした事業で、財源は全額すさきがすきさ応援基金を活用するものでございます。

次に、137ページ、高齢者保健事業・介護予防一体的実施事業費は、991万4,000円でございます。後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業として、医療、介護、保健等のデータを一体的に分析し、高齢者を必要なサービスに結びつけていき、また社会参加を含むフレイル予防などに長寿介護課、健康推進課及び市民課が一体となり取り組むもので、主な経費は専任の職員人件費でございます。

次に、138ページ、高齢者おでかけ応援事業費の760万円は、満70歳以上の人への外出支援として、タクシー・バス両用チケットを交付しております。経費のうち720万円は、すさきがすきさ応援基金を活用するものでございます。

次に、147ページ、一般会計から介護保険特別会計への繰出金は、前年度比466万7,000円減の4億3,152万2,000円でございます。

148ページ、中山間地域ホームヘルパー養成事業費103万1,000円で、県の事業補助金を活用して地域における介護人材確保のため、ホームヘルパー養成研修を実施するものです。

次に、149ページ、中山間地域介護サービス確保対策事業費120万円を計上しております。本事業は、中山間地域の主に採算性の厳しい地域を対象に、サービス確保の観点から事業者に助成する県の補助事業で、本市は上分、浦ノ内、久通地区が該当しております。

次に、150ページ、介護基盤整備等事業費5,468万9,000円は、須崎市の第9期介護保険事業計画で地域密着型サービス事業の基盤整備として小規模多機能型居宅介護の整備を位置づけましたので、事業の実施を希望する事業者を公募するためのものでございます。全額県の補助金になります。

次に、152ページ、指定介護予防支援事業費147万8,000円を計上しております。これは、介護予防給付に関するマネジメントを行うための事業で、地域包括支援センターに係る須崎市社会福祉協議会への委託料等でございます。

最後になりますが、少し飛びまして241ページを御覧ください。シルバー人材センター運営補助金といたしまして、構成市町での人口割で、本市の負担分として前年並みの965万円を計上しております。令和6年4月より津野町が新規加入をしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長＝健康推進課長。

○中川健康推進課長＝それでは、健康推進課が所管する予算について御説明申し上げます。

令和7年度当初予算主要事業説明書の58ページをお願いします。まず、地域おこし協力隊費575万6,000円につきましては、看護職として地域の健康づくり事業やモバイルクリニック推進事業による車両内での診療補助業務などを通じて地域おこし活動に従事する協力隊費を報酬、家賃、活動経費などそれぞれ計上いたしております。

次に、かなり飛びますが、203ページをお願いします。保健衛生総務費につきましては、主なものとしましては会計年度任用職員として雇用する歯科衛生士の報酬や職員手当、その他新任期保健師の指導に当たるトレーナー保健師の報償費70万円などになっており、ほかに各種協議会等の負担金、補助金となっております。

次に、204ページをお願いします。幼児健康診査事業費は、1歳6か月児と3歳児を対象とする健診に係る事業として、医師への報償費、委託料、保育所や小学校でのフッ素洗口の消耗品など、合計140万9,000円を計上いたしております。

続きまして、205ページをお願いします。母子保健事業費は、妊婦健診や乳児健診等の母子保健に係る事業として2,172万9,000円を計上いたしております。主なものは委託料で1,344万4,000円となっており、内訳として毎月市のほうで行っております乳児健診委託料、妊婦に受診券が交付されます妊婦検診委託料、産婦健診委託料、そして妊婦歯科健診、新生児聴覚検査、病院で行う乳児健康診査等の費用でございます。次に、負担金補助及び交付金のほうですが、妊婦・乳児健診を里帰り受診した際の補助金55万6,000円、不妊治療費補助金を156万円計上いたしております。次に妊産婦健診通院費助成金は、前年同額の374万4,000円を計上しておりますが、これは県の人口減少対策交付金を活用いたしております。不妊治療の通院の際、1回当たり2,600円を上限に交通費助成することで経済的な負担を軽減し、安心して治療に専念していただく環境づくりを進めようとするものです。次に、妊婦出産時タクシー利用料補助金10万円についても、新規計上いたしております。

続きまして、206ページ、健康づくり事業費272万3,000円についてであります。生活保護世帯及び30歳代の健診実施に関わる委託料、成人歯科健診、自殺対策等に関わるものでございまして、ほかに健康づくり推進協議会補助金が45万円となっております。

続きまして、207ページ、子育て世代包括支援センター事業費は656万7,000円となっております。妊娠期から子育て期にわたるまで、様々なニーズに対して総合的支援を提供する子育て世代包括支援センターの運営に係る経費でござい

ます。保健師を母子保健コーディネーターとして専任で配置し、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定することにより、妊産婦等に対しきめ細かい支援を実施いたしております。委託料ですが、特に支援が必要とされる産前産後の期間、家事援助サービスを提供するヘルパー派遣事業を実施、また産婦の心身の不調や産後鬱等を防ぐため、母子への心身のケアや育児サポート等を行う宿泊型の産後ケア事業の実施もいたしております。

続きまして、1ページ飛ばしまして209ページ、すさきファーストウッド事業費99万円は、須崎市で生まれた赤ちゃんに初めてのおもちゃとして木製玩具をプレゼントする事業で、乳児期からの木育を推進するもので、令和元年度からの事業となっております。令和6年度は、乳児健診時に47人にプレゼントをいたしております。

次に、210ページ、すさき出産・子育て支援事業費75万2,000円につきましては、妊娠届け出時に出産支援金として妊婦1人当たり5万円、生後2か月頃の新生児訪問後に子育て支援金として乳児1人当たり5万円の現金を給付するものでしたが、令和7年度から妊婦のための支援給付事業という新制度になりますので、令和7年3月31日以前に出産された方を対象に、出産支援金を15人分計上いたしております。

次に、211ページ、乳児用おむつ購入助成事業費374万6,000円につきましては、子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるため、満1歳までの乳児を育てている保護者に対して、乳児用おむつ購入に使用できるチケットを交付するものでございます。配付額につきましては、対象児1人につき一月当たり3,000円に相当する額を限度とし、対象児の出生月または転入月の翌月から満1歳の誕生日までの額面のチケットを一括して配付いたしております。

次に、212ページ、妊婦のための支援給付事業費902万円につきましては、先ほどのすさき出産・子育て支援事業費に代わる新制度でございまして、大きな変更点といたしましては、これまで対象とならなかった死産、流産等が支給対象となっております。令和7年4月以降、妊婦給付認定を受けた方を対象に、90人分を予算計上いたしております。また、財源といたしましても、全額国費になっております。

次に、213ページ、予防費をお願いします。予防接種法で市町村に実施が義務づけられています各種定期予防接種を実施するための経費でありまして、20歳未満に接種する二種混合やBCG、日本脳炎等の予防接種や季節型インフルエンザなどの成人予防接種費用を計上いたしております。令和7年度は3,560万円程度の大幅な増額となっておりますが、要因といたしまして、65歳以上の方を対象として帯状疱疹ワクチンが定期接種化されております。また、1歳未満の乳児に対し

てのRSウイルス感染症予防薬の任意接種費用を計上いたしておりまして、こちらにはすさきがすきさ応援基金を全額充当いたしております。

次に、数ページ飛ばしていただきまして、225ページをお願いします。医療対策費50万8,000円につきましては、地域、救急、災害の各医療の維持に関する経費となっておりまして、救急医療情報システムの運営負担金、地域医療推進負担金などとなっております。

次に、226ページ、診療所経費は108万3,000円を計上しております、浦ノ内診療所の光熱水費や修繕料等、維持管理に要する経費でございます。

次に、227ページ、救急医療施設運営費は2,806万1,000円で、休日や夜間の救急医療及び休日当番医制を高幡5市町で運営する経費等となっております。また、救急搬送・受入れの円滑な実施を推進するため、二次救急医療機関である須崎くろしお病院に対して、本市の市民が救急搬送された場合に1件当たり1万3,000円を補助する私的二次救急医療機関補助金を520万円計上いたしております。

次に、228ページ、医療機関等災害対策強化事業費61万円は、災害時に備えて医療救護所に資機材や医薬品等を整備するものです。具体的には、災害時に医療救護所で使用する医薬品を須崎くろしお病院で流通備蓄することや、医療救護所で必要となるベッド、テント等の医療用資機材の購入を予定しております。

次に、229ページ、モバイルクリニック推進事業費1,830万7,000円ですが、昨年10月から開始いたしました車両内でのオンライン診療に係る事業委託料が主なものとなっております。令和7年度は参画医療機関の増へ向けた取り組みと薬剤師によるオンライン服薬指導への拡大を予定いたしております。

次に、230ページ、健康増進事業費1,927万9,000円についてであります。主な事業としましては、健康増進法に基づく胃がんや大腸がん等各種がん検診の委託料1,712万2,000円のほか、郵送料などの関係経費でございます。また、負担金補助及び交付金で新たにがん患者アピアランスケア事業補助金14万円を計上いたしております。これは、がん治療による外見変貌を補完する補整具の購入費用を助成するもので、ウイッグや補整具の購入に対して4万円を上限に助成するものとなっております。

次に、231ページ、健康教育費31万1,000円につきましては、市民への健康啓発のリーフレット作成や健康パスポート事業として市で独自に健康増進を目的に行っております、すさきがすきさチャレンジ事業で、チャレンジ目標を達成した方への景品代が主なものとなっております。

232ページと233ページの健康相談費、訪問指導費につきましては、後ほど御確認いただきたいと思います。

以上、よろしくお願ひします。

○森光委員長＝環境未来課長。

○宮本環境未来課長＝続きまして、環境未来課所管分につきまして御説明いたします。

なお、事業の説明は主なものとさせていただきます。令和7年度須崎市一般会計予算書は68ページ、令和7年度当初予算主要事業説明書は214ページからでございます。

それでは、予算書の68ページを御覧いただきたいと思います。第4款衛生費第1項保健衛生費第3目環境衛生費は9億1,897万円で、前年度比5億2,151万8,000円の増額となっております。増額の主な理由は、脱炭素先行地域づくり事業費の増額によるものでございます。事業の内容は、主要事業説明書214ページを御覧いただきたいと思います。環境衛生費は、環境に関する検査や不法投棄対策など、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上のための経費として報酬や消耗品費などの需用費、郵送料などの役務費のほかに、委託料として降下ばいじん分析業務委託料やアサリ貝等分析業務委託料、使用料及び賃借料では不法投棄防止のための監視カメラリース料、負担金補助及び交付金ではふるさと新莊川清流保全協議会負担金などで合計438万5,000円を計上しております。

次に、215ページの高幡広域町村圏事務組合負担金（斎場）につきましては、須崎斎場の火葬炉等の設備の修繕等に係る負担金で、施設整備として前年度比104万9,000円減の519万円を計上いたしております。

次に、217ページの浄化槽設置事業補助金の906万8,000円につきましては、合併浄化槽設置者に対する補助金として、前年度同様に5人槽を12基分、7人槽を4基分、10人槽を1基分の合計17基分を計上いたしております。また、合併浄化槽への転換を推進するための合併浄化槽本体の設置費に係る補助、単独浄化槽や汲み取り槽の撤去に係る補助に加え、令和6年度から新設した30万円を上限として宅内配管工事に係る補助も継続することとしております。

次に、219ページのクリーンエネルギーのまちづくり事業費は、住宅用太陽光発電システム設置助成事業補助金として、前年度比530万円増の1,260万2,000円を計上しております。本事業は、令和5年度から県の補助金を活用し、太陽光発電システム補助、蓄電池の補助、そして令和6年度からの電気自動車やプラグインハイブリッド車のバッテリーの電力を自宅で使用できるようにする機器のV2Hを補助対象としており、令和6年度には当初予算を超える申請があり、補正対応を行っていることから、令和7年度におきましては530万円増額し計上しているものでございます。

次に、220ページの生活用水確保事業費につきましては、中山間地域で生活する方の生活用水を確保する事業に対する補助金として2件分、790万8,000円を計上しております。これは、本年度中に竹ノ川地区の住民から相談があったもので、これまで地域で山の谷水などを利用した受水設備を準備し、管理してきたも

の、設備が古くなり、老朽化による腐食などにより十分な水の確保ができなくなつたことから設備の更新が必要であるものの、更新には相当な経費がかかることから補助について相談を受けており、令和7年度に補助申請を行う意向があつたことから、また同地区の隣の地区である堂ヶ奈路地区につきましても、同じように地域で受水設備を管理運営しているものの、以前より降雨時などに設備に泥水が混入することからその対策に係る経費の補助について相談があつたことから、この両地区に対する補助として計上しているものでございます。

次に、221ページの二酸化炭素排出抑制対策事業費の215万3,000円につきましては、須崎市地球温暖化対策実行計画の進捗管理に要する費用に加え、中小企業への省エネルギー機器への買替え支援による商工業の活性化及び本市の地球温暖化防止対策として引き続き事業者向けの省エネルギー機器導入事業費補助金交付事業として計上しているものでございます。

次に、222ページの猫対策事業費は、令和3年度から実施している事業で、野良猫の増加を抑えるための猫の不妊・去勢手術に対する補助に加え、令和6年度よりすさきがすさき応援基金を活用した猫のTNR活動支援事業費補助金及び地域猫活動支援事業費補助金による事業を実施しており、令和7年度におきましても同額の140万円を計上しております。

次に、223ページの脱炭素先行地域づくり事業費は、脱炭素先行地域づくり事業に係る本年度分の事業費等の計上となっております。本事業は、令和5年度に環境省から脱炭素先行地域に選定され、国からの有利な交付金を活用し、令和9年度までに総事業費約47億円で公共施設や戸建て住宅などに太陽光発電システムや蓄電池の設置、地下水熱を利用した空調の設備、農業ハウスへの省エネ設備などを設置していく事業となっております。

次に、224ページの水域環境創造プロジェクト事業費は令和6年度からの事業で、須崎市の主たる水源である新莊川とカヌー場、ロゴスキャンプ場や遊具公園が整備された浦ノ内湾において水質浄化への取り組みを行うもので、水質悪化の原因の一つである生活排水からの影響を低減するため、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併浄化槽への転換を促し、生活排水の水質を向上させ、水域の水質浄化を行おうとするものでございます。対象地域で合併浄化槽に転換し、水質検査で異常がなかった場合に、すさきがすさき応援基金を活用した補助金20万円を支給しようとするもので、令和7年度には12件分の240万円を計上しております。

次に、234ページの清掃総務費の299万2,000円につきましては、一般廃棄物の減量推進や適正処理の啓発等を行うための経費であり、主なものでは分別収集庶務委員への報償費218万7,000円、その他消耗品費や印刷代などの需用費や郵便料などの役務費などを計上しております。

次に、235ページの高幡東部清掃組合負担金は、須崎市、中土佐町、津野町、

梼原町で構成する高幡東部清掃組合の運営管理に係る負担金で、3億5,623万9,000円で前年度比199万4,000円の増額となっております。

次に、237ページの新たな管理型産業廃棄物最終処分場施設整備費負担金1,620万1,000円は、公益財団法人エコサイクル高知が佐川町で行う最終処分場の整備に要する負担金でございます。

次に、238ページの塵芥処理費2億3,305万1,000円につきましては、一般廃棄物の分別、保管、運搬、再生、処分等の適正処理に要する経費とクリーンセンター横浪の運営、施設管理に要する経費でございます。主な内訳でございますが、まず需用費と役務費につきましては、クリーンセンター横浪の消耗品や電気料、郵便料などでございます。委託料の主なものは、固形燃料化するごみと不燃物の収集委託料1億962万8,000円、指定ごみ袋製造委託料2,125万2,000円、クリーンセンター横浪運転維持管理包括的民間委託料6,490万6,000円など、合計2億953万1,000円を計上しております。

次に、239ページのクリーンセンター横浪施設整備事業費の4億4,408万7,000円につきましては、リサイクルプラザ基幹的設備改良工事の令和7年度事業としまして、工事請負費4億1,836万4,000円、同工事に係る施工管理業務委託料1,206万2,000円、その他、浸出水処理施設の調整槽の水中搅拌機の更新工事等を予定しております。

最後に、240ページの第3目し尿処理費、し尿中間槽維持費9万1,000円につきましては、主に大峰にある、し尿中間槽の用地借り上げ料でございます。

環境未来課分の説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○森光委員長＝説明は終わりましたが、ここで10分間休憩をしたいと思います。

午前11時08分 休憩

午前11時19分 再開

○森光委員長＝休憩前に引き続き開議いたします。

説明は終わっております。質疑に移ります。何かございませんか。

宮田さん。

○宮田委員＝福祉事務所長にお伺いいたします。生活保護の申請数、申請件数が昨年度より減ってるということですが、この原因、どうして減ってるのかということについて、推測になるかとは思いますが、お伺いいたします。

○森光委員長＝福祉事務所長。

○森光福祉事務所長＝件数、世帯数、人数とも減少になっております。ただ、人口割で見ますとあまり大きな変化ございませんので、人口減少に伴って、ほぼ受けている方の一定数減少されたのではないかと考えております。

○森光委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝生活保護を申請されるときに、生活保護のしおりによりますと窓口に来るか自宅まで行くかということでも載ってましたけども、市役所のほうに問い合わせしたところ、市役所に来てください、おいでてくださいとまず言われるんですけども、御自宅での申請というのも可能なんでしょうか、お伺いいたします。

○森光委員長＝福祉事務所長。

○森光福祉事務所長＝お電話で確認いただく場合もありますので、その場合には、今委員がおっしゃったとおり来庁のお願いをしております。ただ、それぞれ御事情がありますので、ケースによってはケースワーカーが御自宅にお伺いする場面もございますので、必ず訪問ではないと駄目ということではございません。

○森光委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝分かりました。

生活保護申請するときに、大変書類が多くてなかなか書くことが、書くのに小一時間ぐらいかかったりする、聞き取りもしてもらひながらということで、慎重にということもありますでしょけど、このデジタル化の時代にそれほど何枚も名前を書いたり時間がかかるのかというのをちょっと疑問に思うところで、ほかの自治体ではデジタルというか、簡単にデジタル申請のようなものができるところもだんだん増えてきてますので、そういったこともまた考えていいっていただいたら申請がよりよくなるのではないかと思いましてお願ひしておきます。以上です。

○森光委員長＝答弁は、その中身要りませんか。

宮田さん。

○宮田委員＝はい、構いません。

○森光委員長＝ほかにございませんでしょうか。

宮田さん。

○宮田委員＝健康推進課長にお伺いいたします。出産後のタクシーの補助金があるということです……。

〔「出産時の」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員＝出産後の、時の。

〔「時」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員＝時。産むときの補助金ですかね。産後の補助金じゃなかったですかね、これは、205は。205ページですけど。妊婦、そうか、出産時ですね。失礼いたしました。

生まれるときに、出産、タクシーに乗って行くときに、5,000、幾らの補助金額でしたか、もう一度お伺いいたします。

○森光委員長＝健康推進課長。

○中川健康推進課長＝5,000円を上限です。

○森光委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝出産時、大抵高知市内にあるかと思うんですけど、とても5,000円では行けないかと思いますので、もしもよかつたら全額補助とかをちょっと考えて聞いてもらいたいと思います。

それと、これはあんまり知られてないのではないかと思うんですけども、出産時に救急車を使われることも可能でしょうか。

○森光委員長＝健康推進課長。

○中川健康推進課長＝1点目の5,000円の増額の件、お答えして構いませんか。

○森光委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝はい、お願ひします。

○森光委員長＝健康推進課長。

○中川健康推進課長＝やはり高知まで1万円を切るぐらい、昼間になりますんで、半額ぐらいという形で5,000円ということにしてますが、御自身で車で家族の方が積んでいったりとか、そういった方もかなりおられますので、その人との不公平感というか、それがないようにということで、半分程度の5,000円という形にそこはしております。

もう1点、救急車の件は、もちろん状態によりまして、緊急の場合は救急車を呼んでいただかないといけないですし、そうでない場合は自分で、さっきのタクシーを使うなり御家族が積んでいっていただくなり、それが昔からの通常の出産の通い方だと思います。

○森光委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝タクシーを利用したときに生まれてしまって、生まれてしまった場合は清掃費用というのがかかってきて、30万円の清掃費用を請求されたという例が高知県内であると聞きました。お産のときに例えば1人目のときはなかなか生まれなかったりしますけど、2人目、3人目とかになると本当に、車に乗って小一時間かけて行ってる間に生まれてしまいそうな状況になるというのは本当にね、何、急に変わってくるんですよね、出産のときって。ですので、もう少し安心して産めるような制度としてなってもらいたいし、出産、救急車は確かに大変業務も忙しいと思いますけど、出産は命にも関わるような仕事ですので、できるだけ、妊婦さんが知らないことがありますので、お知らせいただきたいと思います。以上です。

○森光委員長＝ほかにありませんか。

佐々木さん。

○佐々木副委員長＝長寿介護課長、主要事業説明書135ページなんですが、こっちの高知県福祉避難所指定促進等事業費、これいわゆる福祉避難所対応として要配慮者等の避難生活等の、これちょっと具体的にどのような、具体的な実施内容まだこ

これから定めるようにも思うんですけど、具体的にこれ、何か今想定されてる具体的実施内容について。

○森光委員長＝長寿介護課長。

○大崎長寿介護課長＝高知県福祉避難所指定促進等事業費の使用についてですけれども、福祉避難所が市内にあります、それを順番に避難訓練をしております。それに対する準備品とか、あと備蓄品等にお金を使わせていただいております。今年はおひさま保育園を実施しております。

○森光委員長＝佐々木さん。

○佐々木副委員長＝もう1点。137ページの高齢者保健事業・介護予防一体的実施事業費、このところについて、これもちょっと具体的な実施内容に関して、これもちょっと補足的に説明いただきたいと思います。

○森光委員長＝長寿介護課長。

○大崎長寿介護課長＝高齢者保健事業・介護予防一体的実施事業費は、3課と一緒になりまして地域で行っています百歳体操とか地域のふれあいのほうに栄養士や保健師、歯科衛生士等が行きます、健康相談とかを行っておりまして、地域で少しでも長く元気でいられるような指導を行っているような事業になります。

○森光委員長＝ほかにございませんか。

　佐々木さん。

○佐々木副委員長＝これ従来行われていたものをさらに延長するということなのか、さらに充実させていこうとしているものなのか、その辺のところをちょっと。

○森光委員長＝長寿介護課長。

○大崎長寿介護課長＝従来やっておることを職員等が入りまして、より元気な高齢者を多くしていこうという事業です。

○森光委員長＝ほかにございませんか。

　宮田さん。

○宮田委員＝健康推進課長にもう一度お伺いいたします。207ページですが、ここにあります産前産後ヘルパーの派遣事業がありますが、昨年度の実績についてお伺いいたします。

○森光委員長＝暫時の間、休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時30分 再開

○森光委員長＝休憩前に引き続き開議します。

　健康推進課長。

○中川健康推進課長＝令和6年度の1月末ですけども、55回、実人数3人という形

になっております。

○森光委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝この人数が3人ということでしたが、3人が複数回利用されているということになりますが、もう少し、果たして人数に合ってるのか、もっと、もしかしたら対処ができないのではないかと心配するところですが、そういう点はどうでしょうか、お伺いいたします。

○森光委員長＝健康推進課長。

○中川健康推進課長＝やはり当課の保健師が面談等々しまして、大変である御家庭の方ですか、こういう制度がありますよという周知は全員にしてるんですけども、どうしても支援が必要な方を重点的に進めるという形になっておりますので、1人の回数が多くなっているというところはあるとは思いますが、広報等でも周知しておりますので、利用者の掘り起こしというか、支援が必要な方には対象になっておると思っております。

○森光委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝子育ての不安を取り除くというのが須崎市の目標ですので、そういうことも一つ大事なことだと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それと、産後ケアですが、宿泊型の、産後に宿泊してじっくり休んでもらうということですが、施設が高知市にございまして、それを利用した場合は補助金がでますけども、例えば県外から須崎市に結婚して来られてる方で、県外へ里帰り出産した場合に県外の宿泊型施設を利用したときは補助の対象とかにはなるんでしょうか、お伺いいたします。

○森光委員長＝健康推進課長。

○中川健康推進課長＝なりません。

○森光委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝ぜひ、須崎市在住の方でこれから子育てをしていくてくださる方になりますので、そういう補助の対象もぜひ広げていってもらいたいと思います。お願ひいたします。

○森光委員長＝健康推進課長。

○中川健康推進課長＝今、高知市の事業所と3件契約しておりますが、それぞれ契約が必要ですので、県外の事業所となりますともう個別の契約はできないので、それは無理です。

○森光委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝契約とかではなくて、例えば初め出してもらって償還払いにするとかい方法も可能かと思いますので、そういう方法もできる方法を考えていってくださるようできませんでしょうか、お伺いいたします。

○森光委員長＝健康推進課長。

○中川健康推進課長=御意見は承りましたので、また可能であれば考えたいと思いますけど。

○森光委員長=ほかにございませんか。

宮田さん。

○宮田委員=〔発言取消〕

○宮田委員=〔発言取消〕

○宮田委員=〔発言取消〕

○森光委員長=別事業になるんで、これ取り消しますか。

○宮田委員=はい、取り消しいたします。

○森光委員長=ほかにございませんか。

宮田さん。

○宮田委員=最後です。市民課長の提案されました81ページにありますマイナンバーカード交付事務費についての予算計上が多うございましたので、この予算については反対するものといたします。従来反対しておりましたので。

○森光委員長=ほかにありませんでしょうか。

ないようですので、採決いたします。

反対の意見がありますので、挙手により採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○森光委員長=挙手多数であります。本案は可決することに決しました。

市議案第36号 令和7年度須崎市国民健康保険特別会計予算について

○森光委員長＝続きまして、市議案第36号令和7年度須崎市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○高橋市民課長＝市議案第36号令和7年度須崎市国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。議案書78ページ及び別冊令和7年度須崎市特別会計予算書の29ページからでございます。

第1条におきまして歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億3,943万5,000円と定めるとともに、第2条におきまして地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を3億円と定め、第3条におきまして歳出予算の流用について定めております。

それでは、40ページからの歳出から御説明を申し上げます。

第1款総務費は、職員の人事費などの総務管理費、国保税の徴税費、運営協議会費などの6,642万4,000円を計上いたしております。その内訳としては、第1項総務管理費が5,314万2,000円となっておりまして、一般管理費のうち人件費を除いた868万4,000円はレセプト電算処理システム手数料やレセプトの点検委託料、特調算出基礎資料作成委託料などとなっておりまして、連合会負担金が424万1,000円となっております。第2項徴税費1,307万5,000円は、国保税の賦課徴収に必要な経費といたしまして事務費や高幡広域市町村圏事務組合負担金、国保賦課システム利用負担金などを計上いたしております。第3項運営協議会費が、須崎市国民健康保険運営協議会への委員出務報酬で20万7,000円を計上いたしております。

第2款保険給付費につきましては、20億2,142万2,000円を計上いたしております。その内訳といたしまして、第1項療養諸費17億64万1,000円が被保険者の自己負担分以外の費用といたしまして国民健康保険が負担をしておる療養給付費や補装具の費用など、被保険者が保険者である国民健康保険から現金給付での受け取りを行っております療養費に係る費用でございます。第2項高額療養費3億657万5,000円につきましては、医療費の家計負担の軽減を目的といたしまして、1か月単位で上限額を超えた医療費を支給する高額療養費及び医療費と介護保険の自己負担額が高額になった場合の1年間の自己負担額を合算いたしまして限度額を超えた分を世帯に支給いたします高額介護合算療養費などの経費と

なっております。そのほかに、第3項が移送費が10万円、第4項出産育児諸費といたしまして1,200万6,000円、第5項葬祭諸費が180万円、第6項傷病手当金30万円を計上いたしております。

第3款国民健康保険事業費納付金6億9,210万7,000円につきましては、国民健康保険事業に要する費用に充てるために市町村から県に支払う費用となっておりまして、医療給付費分と後期高齢者医療支援金等分、介護納付金分の合計額となっております。

第4款保健事業費4,674万8,000円は、特定健康診査事業や国保における保健事業といたしまして、被保険者や高齢者の健康等につきまして健診等の実施や特定保健指導の事業、また生活習慣病予防対策支援事業、歯科保健指導事業の実施に係る経費や医療費通知やジェネリック差額通知業務、高額療養費貸付事業などに係る経費などが内訳となっております。

このほかに、第5款基金積立金が23万2,000円、第6款公債費が一時借入金利子といたしまして1,000円、第7款諸支出金の250万1,000円が国保税の還付金等となっておりまして、第8款の予備費といたしまして1,000万円を計上いたしております。

続きまして、35ページ、歳入を御覧ください。

第1款国民健康保険税が4億8,663万4,000円、第2款使用料及び手数料が2,000円、第3款県支出金20億5,773万1,000円が保険給付費等に対する交付金となっております。第4款財産収入23万2,000円が国保の財政調整基金積立金に係る利子収入となります。第5款繰入金2億8,507万5,000円につきましては、一般会計から国保特別会計への繰入金となっております。第6款繰越金が1,000円、第7款諸収入976万円が国保税延滞金に加えまして、雑入といたしまして第三者傷害医療費納付金と医療費返納金、あと高額療養費貸付金などの収入となっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=ほかにないようですので、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=異議なしということで、本案は原案のとおり可決することに決しました。

市議案第37号 令和7年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について

○森光委員長＝続きまして、市議案第37号令和7年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について。

本議案については、執行部より予算額に誤りがあり、議案内容について訂正の申入れがありましたので、これについて執行部の説明を求めます。

市民課長。

○高橋市民課長＝市議案第37号令和7年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、予算書に誤りがございましたので、このことについて御報告するとともにおわびを申し上げます。

それでは、特別会計予算書51ページを御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,008万円といたしておりますが、正しくはこの金額が4億5,044万8,000円となります。

[「すみません、休憩を願います」と呼ぶ者あり]

○森光委員長＝暫時の間、休憩します。

午前11時46分 休憩

午前11時50分 再開

○森光委員長＝休憩前に引き続き開議いたします。

市民課長。

○高橋市民課長＝市議案第37号令和7年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について、予算書に誤りがございましたので、このことについて御報告を申し上げるとともにおわびを申し上げます。

当議案につきましては、再度提出をさせていただきたいというふうに考えております。

以上よろしくお願ひいたします。

○森光委員長＝今、市民課長から訂正の報告がございましたので、改めて提出ということで、このことについて御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○森光委員長＝異議なしと認めます。よって、本会議に差し戻し、再度審議することに決しました。

市議案第38号 令和7年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算について

○森光委員長＝続きまして、市議案第38号令和7年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

住宅・建築課長。

○國廣住宅・建築課長＝議案書は80ページとなります。市議案第38号令和7年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきまして御説明いたします。別冊特別会計予算書の65ページでございます。

第1条では歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,542万7,000円と定めており、第2条では一時借入金の最高額を2億5,000万円と定めております。

それでは、次ページをお願いします。歳出から御説明いたします。歳出では、第1款事業費第1項住宅新築資金等貸付事業費といたしまして、住宅新築資金等償還推進助成事業費457万6,000円を計上いたしております。内訳でございますが、69ページをお願いします。第8節旅費としまして、事務担当者の研修に係る県外旅費11万4,000円、第10節需用費としまして消耗品費、印刷製本費、燃料費など14万7,000円、第11節役務費としまして郵便送料、印紙代等に11万2,000円、第12節委託料としまして競売に係る弁護士委託料55万円となっております。次に、第13節使用料及び賃借料では、出張時の駐車場及び高速道路使用料に2万5,000円となっております。第18節負担金補助及び交付金2万8,000円につきましては、事務担当者の研修会負担金となっております。第21節補償補てん及び賠償金としまして、競売開始に必要な裁判所への予納金などとして360万円となっております。次に、第2款につきましては、前年度繰上充用金として1,085万1,000円を計上し、予算編成を行うものでございます。

以上の歳出に充当する財源といたしまして、続いて歳入を御説明いたします。

戻りまして、68ページからの歳入を御覧ください。第1款県支出金第1項県補助金として、償還推進助成補助金が73万5,000円としております。第2款諸収入第1項貸付金元利収入1,469万円の内訳は、現年度分24万円、過年度分1,445万円となっております。また、第2項雑入といたしまして、第1目滞納処分費、第2目雑入をそれぞれ合せて2,000円を計上いたしております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=ございませんか。

ほかにないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第39号 令和7年度須崎市介護保険特別会計予算について

○森光委員長=続きまして、市議案第39号令和7年度須崎市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

○大崎長寿介護課長=市議案第39号令和7年度須崎市介護保険特別会計予算について御説明いたします。議案書81ページ及び別冊特別会計予算書71ページをお願いします。

令和7年度須崎市介護保険特別会計の予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億9,254万2,000円と定めようとするものでございます。第2条で債務負担行為の期間及び限度額は、第2表債務負担行為に定め、第3条で一時借入金の借入れの最高額を2億円と定め、第4条で歳出予算の流用について定めております。

それでは、83ページの歳出から御説明いたします。

第1款総務費は、職員人件費等の総務管理費、介護認定審査会費など7,618万3,000円を計上しております。内訳としまして、第1項総務管理費は3,622万8,000円で、主に人件費でございます。第2項徴収費は229万1,000円で、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の徴収に関する経費でございます。

続きまして、84ページ、第3項介護認定審査会費は3,766万4,000円で、内訳としましては第1目認定調査等費3,276万3,000円、次に85ページ、第2目認定審査会負担金490万1,000円でございます。

第2款保険給付費は、前年度比2,621万1,000円増の23億4,308万4,000円を計上しております。内訳といたしましては、要介護1から要介護5までの方を対象とした介護サービス費であります。第1項介護サービス等諸費21億547万8,000円、86ページ、第2項介護予防サービス等諸費8,607万6,000円は、要支援1、2の方を対象とする介護予防サービス費でございます。第3項その他諸費262万8,000円は、国保連合会への審査支払手数料でございます。

87ページ、第4項高額介護サービス等費6,311万4,000円は、利用者負担が高額になった場合、申請により一定の額以上を給付するものでございます。第5項高額医療合算介護サービス等費1,014万8,000円は、介護保険と医療保険の両方の利用負担を年間で合算し、高額になった場合に限度額を超えた分を支給するものでございます。第6項特定入所者介護サービス等費7,564万円は、低所得の方が施設サービスを利用した場合の食事に要した費用や居住または滞在に要した費用の一部を給付するものでございます。

次に、88ページ、第3款地域支援事業費は1億7,002万7,000円を計上しております。内訳としましては、第1項介護予防・生活支援サービス事業費は、前年度比の501万2,000円減の8,700万6,000円で、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスや通所型サービスの実施に要する費用及び介護予防プランの作成に要する費用でございます。

次に、89ページ、第2項一般介護予防事業費は、前年度比209万4,000円減の2,019万1,000円は、介護予防に関する啓発や各地域で行われているゆうゆう大学、いきいき百歳体操の実施等に要する費用でございます。

次に、90ページ、第3項包括的支援事業・任意事業費は、前年度比226万3,000円減の6,239万8,000円を計上しております。第1目包括支援センター総務費4,278万8,000円は、職員人件費のほか、地域包括支援センターの社会福祉協議会への委託料でございます。第2目総合相談・権利擁護事業費7万円は、高齢者の虐待防止や権利擁護などに要する費用でございます。

91ページ、第3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費85万5,000円は、住まいや医療、介護、予防、生活支援など包括的ケア体制を構築していくための研修会、講師謝金などでございます。第4目任意事業費644万4,000円は、介護給付費適正化事業費や家族介護支援事業費、成年後見人制度に係る事業費等に要する費用でございます。

続きまして、92ページ、第5目 在宅医療・介護連携推進事業費119万5,000円は、在宅医療と介護連携のための研修及び啓発に関わるものでございます。第6目生活支援体制整備事業費519万8,000円につきましては、生活支援コーディネーターの配置や協議会の設置運営に関する費用でございます。

次に、93ページ、第7目認知症施策推進事業費575万1,000円につきましては、認知症初期集中支援推進事業費38万3,000円及び認知症地域支援・ケア向上事業費536万8,000円の合計となっております。新規事業といたしまして、高齢者補聴器購入補助金として100万円計上しております。これは、65歳以上の非課税世帯の方へ補聴器購入時に5万円を上限として補助するもので、20人分を上げております。第8目地域ケア会議推進事業費9万7,000円は、多職種の方の協働による個別の事例検討を行う個別ケア会議の開催費用でございます。

次に、94ページ、第4項その他諸費43万2,000円は、国保連合会への介護予防・日常生活支援総合事業に係る審査支払手数料でございます。

次に、第4款基金積立金第1項基金積立金74万5,000円は、介護財政調整基金の利子の同基金への積立金でございます。

第5款公債費は、一時借入金の利子として50万円を計上しております。

第6款諸支出金としまして100万3,000円は、第1号被保険者の過年度分の保険料還付金等でございます。

次に、95ページ、第7款予備費として100万円を計上しております。

続きまして、78ページに戻っていただき、歳入について御説明いたします。

前置きとしまして、全体的な歳入の減額の主な理由は、予算編成時の介護サービス事業費減少による拠出ルールでの算出結果となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

第1款保険料は、第1号被保険者の介護保険料4億4,185万3,000円、第2款使用料及び手数料は、指定事務手数料など6万7,000円を計上しています。

第3款国庫支出金は、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金で6億7,653万4,000円。その内訳としまして、79ページ、第1項国庫負担金4億1,283万4,000円は、保険給付費に関わる国の負担分、第2項国庫補助金2億6,370万円は、調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金でございます。

続きまして、第4款支払基金交付金は6億6,168万5,000円で、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金でございます。

次に、80ページ、第5款県支出金は3億7,412万3,000円で、介護給付費負担金、地域支援事業交付金で、その内訳としまして、第1項県負担金3億4,866万6,000円は介護給付費負担金、また第2項県補助金2,545万7,000円は地域支援事業交付金でございます。

第6款財産収入は、財政調整基金積立金の利子で74万5,000円を計上しております。

81ページに移りまして、第7款繰入金4億3,752万3,000円につきましては、第1項一般会計繰入金は4億3,152万2,000円で、主なものとして第1目介護給付費繰入金2億9,288万5,000円は、介護給付費に対して市が12.5%を負担するものでございます。第2目低所得者保険料軽減事業繰入金3,545万7,000円は低所得者の保険料を軽減するために要するもので、第3目、第4目は地域支援事業繰入金で合計2,545万7,000円、第5目その他一般会計繰入金7,772万3,000円は職員給与費と事務費に関わる繰入金でございます。

82ページ、第2項基金繰入金は、財政調整基金からの繰入金として600万1,000円を計上しております。

第8款諸収入は、保険料の延滞金などで1万2,000円を計上しております。

続きまして、75ページに戻っていただき、第2表債務負担行為でございますが、高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託を期間、議決日から令和8年度まで、限度額を370万3,000円とし、債務負担行為をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=それでは、説明終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

宮田さん。

○宮田委員=今回この予算の中に、補聴器の助成制度が含まれています。5万円ということで予算に組まれてるものを非常に歓迎するものですが、もう少し予算の増額とかについては、とか住民税非課税世帯の方という要件もありますが、そういうことは大体ほかの市町村のを見て考えられたのでしょうか、お伺いいたします。

○森光委員長=長寿介護課長。

○大崎長寿介護課長=ほかの市町村等の要綱等も確認しながら、話を聞きながら、非課税世帯の方にということをしております。

○森光委員長=ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=ほかにないようですので、本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔「1時10分」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=ただいまより昼休みに入りたいと思います。ただいまから1時間の昼

休みに入りたいと思います。よろしくお願ひします。

午後 0時11分 休憩

午後 1時08分 再開

○森光委員長＝皆さんおそろいになられましたんで、少し予定より早いですけども始めたいと思います。

それでは、休憩前に引き続き開議いたします。

市議案第40号 令和7年度須崎市水道事業会計予算について

○森光委員長＝市議案第40号令和7年度須崎市水道事業会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道課長。

○大野上下水道課長＝市議案第40号令和7年度須崎市水道事業会計予算について御説明いたします。議案書は82ページ、別冊令和7年度須崎市水道事業会計予算書は1ページからでございます。

第2条、業務の予定量は、給水戸数を9,220戸、年間総配水量を382万2,000立方メートル、1日平均配水量を1万470立方メートルと見込んでおり、主な建設改良事業としまして1億5,270万円を予定しております。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございます。収入の第1款事業収益は前年度比約4.7%減の5億8,806万1,000円、支出の第1款事業費用は前年度比約1.6%減の5億6,270万5,000円といたしております。

次に、第4条、資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入は前年度比約2.7%増の2億400万円、支出の第1款資本的支出は前年度比約2.9%増の4億3,976万4,000円といたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,576万4,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,357万円、減債積立金取崩し額2,105万4,000円、過年度分損益勘定留保資金1億9,114万円で補てんするものでございます。

次のページとなりますが、第5条の企業債につきましては、起債の限度額を上水道事業で1億2,590万円、過疎対策事業で3,630万円とし、借入金利は4.5%以内と定めております。

次の第6条では、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものでございます。

続きまして、第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用では、各項に計上した予算額に過不足が生じた場合、同一款内での経費を各項の間で流用できるよう、条文として載せております。

続く第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、職員給与費の8,127万円を定め、次の第9条では他会計からの補助金としまして一般会計からの補助金1,970万7,000円を見込んでおります。

そして、最後に第10条でございますが、ここではたな卸資産購入限度額を50万円と定めております。

以上が予算の概要でございますが、これらの説明といたしまして、3ページ以降に予算実施計画や予定キャッシュ・フロー計算書、そのほか関係書類を添付いたしておりますので、御参考くださいますようお願ひいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=何かありませんか。ありませんかね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=ほかにないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第41号 令和7年度須崎市下水道事業会計予算について

○森光委員長=続きまして、市議案第41号令和7年度須崎市下水道事業会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道課長。

○大野上下水道課長=市議案第41号令和7年度須崎市下水道事業会計予算について御説明いたします。議案書は83ページ、別冊令和7年度須崎市下水道事業会計予算書は1ページからでございます。

第2条、業務の予定量は、水洗化人口1,350人、年間有収水量13万4,040立方メートルと見込んでおり、主な建設改良事業としまして3億円を予定しております。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございます。収入の第1款事業収益は5億7,024万3,000円、支出の第1款事業費用は5億3,025万7,000円といったしております。

次に、第4条資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入は5億4,492万円、支出の第1款資本的支出は7億835万9,000円といったしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,343万9,000円につきましては、引継金337万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,968万9,000円並びに過年度分損益勘定留保資金3,904万1,000円及び当年度分損益勘定留保資金9,133万1,000円で補てんすることいたしております。

次のページとなりますが、第5条の企業債につきましては、起債の限度額を下水道事業で1億8,320万円、過疎対策事業で7,720万円とし、借入金利は4.5%以内と定めております。

次の第6条では、一時借入金の限度額を1億5,000万円と定めるものでございます。

続きまして、第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用では、各項に計上した予定額に過不足が生じた場合、同一款内での経費を各項の間で流用できるよう条文として載せております。

続く第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、職員給与費の2,449万3,000円を定めております。

そして、最後に第9条でございますが、他会計からの補助金としまして下水道事業の管理運営のため、一般会計から補助を受ける金額を1億118万5,000円と定めております。

以上が予算の概要でございますが、これらの説明といたしまして、3ページ以降に予算実施計画や予定キャッシュ・フロー計算書、そのほか関係書類を添付いたしておりますので、御参考くださいますようお願いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長＝異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第42号 令和6年度須崎市一般会計補正予算（第11号）について《分割》

○森光委員長＝続きまして、市議案第42号令和6年度須崎市一般会計補正予算（第11号）についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

福祉事務所長。

○森光福祉事務所長＝市議案第42号令和6年度須崎市一般会計補正予算（第11号）につきまして、福祉事務所管分について御説明いたします。

別冊令和6年度須崎市補正予算書の16ページを御覧ください。第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費6万円の補正につきましては、臨時に開催いたしました民生委員推薦会の委員報酬に係るものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○森光委員長＝環境未来課長。

○宮本環境未来課長＝続きまして、環境未来課所管分につきまして御説明申し上げます。

同じく補正予算書の16ページをお願いいたします。第4款衛生費第1項保健衛生費第3目環境衛生費の955万6,000円の減額補正につきましては、浄化槽設置事業補助金及びクリーンエネルギーのまちづくり事業費の事業実績を踏まえた減額でございます。実績につきましては、浄化槽では設置数は昨年度より1基多い12基となっており、またクリーンエネルギーのまちづくり事業費における太陽光発電システム等の設置につきましては、設置件数は昨年度より11件多い21件でございました。

次に、17ページの第2項清掃費第1目清掃総務費の405万5,000円の減額補正につきましては、本市を含め近隣4市町で構成しております高幡東部清掃組合におきましては、固形燃料化するごみ及びし尿の共同処理を行っておりますが、本年度の負担額につきまして減額となったことによるものでございます。

次に、補正予算書の5ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正でございます。第4款衛生費第1項保健衛生費の脱炭素先行地域づくり事業費3億9,208万8,000円につきましては、戸建て住宅及び公共施設における太陽光発電システムの設置に係る事業、また地下水熱を利用した空調設備に係る事業などにお

きまして、本年度中の事業の実施が難しかったことから翌年度に繰り越す必要が生じましたことから、また第2項清掃費、塵芥処理費308万円につきましては、埋立処分場に係る延命を目指す計画の策定に係る基礎調査につきまして、基幹改良工事などの影響で仕様書などの作成準備が間に合わなかったことなどから年度内の実施が難しかったこと、またクリーンセンター横浪施設整備事業費440万6,000円につきましては、基幹改良工事に伴い浸出水処理施設等の必要となる工事が年度内に実施できなかつたことなどから、それぞれ翌年度に繰り越す必要が生じましたことから追加をお願いするものでございます。

次に、補正予算書の7ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正でございます。新年度開始前に受託事業者と契約を締結する必要がございますことから、債務負担行為を起こそうとするものでございます。3行目、固形燃料化ごみ収集業務委託につきまして、議決日から令和7年度までの期間、7,463万5,000円を限度として債務負担行為を起こそうとするもので、同様に4行目、不燃ごみ収集業務委託につきましては2,535万5,000円を限度として、5行目、分別収集に係るコンテナ集配業務委託につきましては912万6,000円を限度として、6行目固形燃料化ごみ等見廻り業務委託につきましては396万円を限度として、それぞれ債務負担行為を起こそうとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○森光委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝それでは、農林水産課分について御説明いたします。

別冊補正予算書の17ページでございます。第6款農林水産業費第1項農業費第3目農業振興費は300万円の減額で、農業担い手支援事業の事業費確定に伴う更正減でございます。次に、第4目農地費は1,900万円増額で、農村整備事業として法印山トンネルと橋梁2か所の長寿命化計画の策定及び策定に係る調査業務の委託でございます。続いて、第2項林業費でございますが、第2目林業振興費は638万5,000円の増額であり、特用林産振興施設等整備事業費として株式会社土佐龍のヒノキオイル抽出機導入への補助金を計上いたしております。

続いて、5ページをお開きください。第2表繰越明許費補正でございますが、第6款農林水産業費第1項農業費では、農道防災対策事業費が560万円、農業水路等長寿命化・防災減災事業費が2,500万円、県工事負担金(水利施設整備事業)が2,250万円、次に第2項林業費では、林地崩壊防止事業費が710万円、特用林産振興施設等整備事業費が638万5,000円、その次に第3項水産業費では、放置漁船対策推進事業費が400万円、漁港管理費が436万7,000円、漁港防災対策事業費が509万3,000円、水産物供給基盤機能保全事業費が7,495万7,000円、安和漁港海岸高潮対策事業費が1億3,000万円でございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○森光委員長＝建設課長。

○楠瀬建設課長＝続きまして、建設課所管分につきまして御説明いたします。

別冊の補正予算書17ページからでございます。第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費の75万円は、急傾斜地崩壊対策事業に係る県工事負担金の更正で、次の第2目地籍調査事業費の1,923万1,000円は、国の交付決定額に合わせた減額更正であります。

次のページに移りまして、第2項道路橋りょう費3目道路新設改良費は、須崎総合高校通学路整備推進基金積立金で145万7,000円を更正するものでございます。次に、第4項港湾費第1目港湾費は、須崎港防波堤改良事業等に係る国直轄港湾改修事業費の補正による負担金8,437万5,000円の更正と、須崎港港町地区の耐震強化岸壁の整備に係る県工事負担金の1,470万円を更正するものでございます。続いて、第5項都市計画費第2目公園費の114万円は、東川内児童公園トイレ改修を次年度に変更したことによる工事請負費の減額更正となっております。

次に、6ページに戻っていただきまして、第2表繰越明許費補正でございますが、第8款土木費第1項土木管理費、がけくずれ住家等防災対策事業費で3,079万4,000円、県工事負担金（急傾斜地崩壊対策事業）が75万円の繰越しとなっております。次に、第2項道路橋りょう費の道路維持費が2,600万円、社会資本整備総合交付金事業費で1,669万2,000円、道路メンテナンス事業費で5,906万3,000円を繰り越すものでございます。次に、第4項港湾費の県工事負担金（須崎港湾改修事業）1,470万円は、須崎港湾改修事業に係る繰越しでございます。続いて、第11款災害復旧費第2項公共土木施設災害復旧費の現年発生補助災害復旧費は、浦ノ内灰方21号線や下中山長崎線の復旧工事などで1億1,200万円を繰り越すものでございます。

以上でございます。

○森光委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝説明が抜かっておりました。別冊補正予算書の6ページでございます。第2表繰越明許費補正でございますが、第11款災害復旧費第1項農林水産施設災害復旧費、現年発生補助災害復旧費400万円を計上いたしております。よろしくお願ひいたします。

○森光委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「諸支出金は」「ないです」「下水道事業繰出金があるろう水道は」と呼ぶ者あり]

○森光委員長＝暫時の間、休憩します。

午後 1時29分 休憩

午後 1時29分 再開

○森光委員長=休憩前に引き続き開議いたします。

総務課長。

○松浦総務課長=それでは、総務課所管分で御説明いたします。

第2表繰越明許費補正の6ページを御覧ください。一番下の行、第13款諸支出金第1項公営企業費、下水道事業会計繰出金について、1,500万円繰り越す必要が生じましたことから繰越しをお願いするものでございます。

あわせて、続きまして19ページを御覧ください。歳出でございます。第13款諸支出金第1項公営企業費第3目下水道事業会計繰出金119万7,000円、第4目水道事業会計繰出金について2,314万2,000円を繰出金更正としております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

森田さん。

○森田委員=17ページの林業振興費、特用林産振興施設等整備事業費で、これは何か特殊な機械を購入するということでしょうか。それと、その利用方法というか、何か抽出するように聞こえたんですけど、その利用はどんなものなんでしょうか。

○森光委員長=農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長=この事業につきましては、先ほども説明しました株式会社土佐龍のヒノキオイル抽出機導入への補助金でございます。機械に対する補助金ということでございます。

土佐龍さんから話を伺いしますと、もともとオイル使ったアロマ商品といいますか、そういうものが今現在も製造販売しております、詳細はちょっと聞いてないんですけども、従前はほかの事業者さんからそういったオイルを購入といいますかしてたみたいなんですけども、今回自社でヒノキオイルを作ると、作製するということで、今回改めて機械を導入したいということで話を受けております。

○森光委員長=ほかにありませんか。ございませんかね。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

市議案第43号 令和6年度須崎市下水道事業会計補正予算（第4号）
について

○森光委員長＝続きまして、市議案第43号令和6年度須崎市下水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道課長。

○大野上下水道課長＝市議案第43号令和6年度須崎市下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

議案書85ページ、別冊令和6年度須崎市下水道事業会計補正予算書1ページを御覧ください。第2条、業務の予定量の補正でございますが、業務のうち、主な建設改良事業費につきましては、ポンプ場の改築更新工事を実施するに当たり、令和6年度交付金額の更正が必要となりましたことから5,400万円を減額し、2億7,800万円とするものでございます。

続きまして、第3条、収益的収入及び支出の補正でございます。人件費及び負担金、固定資産除却費の更正により、収入の部の第1款事業収益は第1項営業収益を119万7,000円増額し2億3,463万円に、また第2項営業外収益を513万1,000円増額し3億1,240万6,000円としまして、総計を5億4,704万6,000円に改めるものでございます。また、支出の部につきましては、第1款事業費用第1項営業費用895万8,000円増額し、5億1,270万4,000円といったしております。

続きまして、第4条、資本的収入及び支出の補正でございますが、先ほど説明させていただきました交付金更正減に伴いまして、収入の部の第1款資本的収入第1項企業債を2,700万円減額し2億6,860万円に、また第2項補助金を1億7,095万7,000円減額し1億5,900万円、第4項他会計出資金を1億4,395万7,000円追加し、総計を5億7,155万8,000円と改めるものでございます。また、支出の部につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費を5,400万円減額し、総計を6億8,803万円といたしております。

なお、これに伴い、予算第4条、本文括弧書きにつきまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,647万2,000円は、引継金1,339万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,561万4,000円、損益勘定留保資金8,746万7,000円で補てんするものと改めて

おります。

次に、第5条では企業債を補正するものでございます。

次の3ページ、第1表で下水道事業の限度額を2,700万円減額し、総額2億6,860万円とするものでございます。

次に、元の2ページを御覧ください。第6条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきまして、職員給与費を30万円増額し、総額2,392万2,000円に改めるものでございます。

最後に、第7条、他会計からの補助金を補正するものでございます。予算第9条に定めた下水道事業の管理運営のため、一般会計からのこの会計へ補助を受ける金額2億2,975万8,000円を8,580万1,000円に改めるものでございます。

なお、4ページ以降には、補正予算実施計画等を添付いたしておりますので、御参考くださいますようお願ひいたします。

内容、内訳は以上となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○森光委員長=説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございませんでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=ございませんか。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第45号 市道路線の認定について

○森光委員長=続きまして、市議案第45号市道路線の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

○楠瀬建設課長=市議案第45号市道路線の認定につきまして御説明いたします。

議案書87ページでございます。本議案は、道路法第8条第2項の規定に基づき、市道路線の認定について議決を求めるものでございます。

別冊認定路線調書を御覧ください。路線番号20365、路線名、ゴマジリ1号

線、総延長63.5メートル、路線番号20391、路線名、弘岡4号線、総延長248.9メートルの市道路線について、県管理河川の桜川河川改修工事の一部完了に伴い、橋梁及び堤防道路の通行に当たり、市道の認定をするもので、起終点は上流部を起点とし、下流部を終点とします。堤防道路の幅員を4メートル、弘岡4号線の一部仮設道路は3メートル、橋梁道路を6メートル、橋梁部と堤防部の接続道路を10.2メートルとしています。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

市議案第46号 指定管理者の指定について

○森光委員長=続きまして、市議案第46号指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康推進課長。

○中川健康推進課長=市議案第46号指定管理者の指定について御説明をいたします。

議案書88ページでございます。本議案は、浦ノ内診療所の管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、須崎市横町1番28号、医療法人須崎会を指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

指定期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間といたしております。

以上、よろしくお願ひします。

○森光委員長=説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございませんでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第49号 指定管理者の指定について

○森光委員長=続きまして、市議案第49号指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

福祉事務所長。

○森光福祉事務所長=市議案第49号指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書の91ページでございます。本議案は、須崎市障害者地域活動支援センターの管理等につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、須崎市多ノ郷甲5483番5号、特定非営利活動法人STEP ONEを指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

指定期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとしております。

なお、指定管理者の選定につきましては、昨年11月に一般公募を実施いたしまして、応募がありましたのはSTEP ONE1者でしたが、須崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例で定める選定基準に基づき、庁内に設定されました指定管理者選考委員会の審査を踏まえまして指定管理者として選定したところでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会で審議すべき議案は終了いたしましたが、ほかに何かありません

か。

上下水道課長。

○大野上下水道課長＝昨年の12月定例会、この産業厚生委員会におきまして西村委員さんから、事業課であります農林水産課と、それから上下水道課でポンプ場、排水機場の入札方法につきまして、この場で御説明をするということを言っておりましたので、この場をお借りして御説明させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○森光委員長＝はい、許可します。

○大野上下水道課長＝事業課の農林水産課、上下水道課では、ポンプ場、排水機場の電気・機械更新工事につきまして、前回の産業厚生委員会でも御説明したとおり、入札方法につきましては制限付きの一般競争入札を検討してまいりますということで御回答していたところでございますが、その概要説明を今からさせていただきたい思います。

まず初めに、各設備の更新工事等ですけれども、電気設備工事につきましては、まずは発注額を参考といたしまして、経営審査事項等の点数でサビ分けをし、ポンプ場、排水機場の各特性のあります口径等に即した施工実績のある業者さんを予定していきたいと考えております。

なお、点数などの数値、基準等詳細につきましては、今後精査をしていく予定でございます。

次に、機械設備工事についてでございますが、先ほど御説明を申しました電気設備工事発注に伴う制限にポンプ場、排水機場での保守点検管理の実質的な業者さんを追加していく予定としております。これは、市に電気及び機械技術者がいないことから、運用上で支障とならないようにするためのものでございます。

以上ですが、簡単でございますが、今後の入札方法の御説明とさせていただきます。

○森光委員長＝西村さん。

○西村委員＝これ具体例で、ポンプ3億円に関して、電気設備、機械設備、分離発注ということですか。

○森光委員長＝上下水道課長。

○大野上下水道課長＝前段御指摘もいただいてましたとおり、電気更新工事もポンプの特性もございまして、今まで指名競争入札での一次代理店等にメーカーも足しましてやっていったんですが、今回は電気工事も実績のあるところはほかの自治体さんでも聞くところによるとあるということで聞きましたので、下請さん、元請さん含めて、今説明したとおり経営審査の点数であるとか各ポンプ場等の実績であるとかいうところを制限しまして、電気と機械は別の制限行為ということで考えております。

- 森光委員長＝西村さん。
- 西村委員＝休憩お願いします。
- 森光委員長＝暫時の間休憩します。

午後 1時47分 休憩

午後 1時51分 再開

- 森光委員長＝休憩前に引き続き開議いたします。
- この際10分間、休憩を延長したいと思います。

午後 1時51分 休憩

午後 2時01分 再開

- 森光委員長＝休憩前に戻します。
- ほかに何かございませんでしょうか。
- 総務課長。

- 松浦総務課長＝今、上下水道課長からも説明がありましたが、今日のところはちょっと完全なお答えができそうにないので、次の委員会の場で改めて御説明させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「了解しました」と呼ぶ者あり]

- 森光委員長＝ということで、また後日ということで。
- ほかにありませんかね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 森光委員長＝なければ、当委員会で審議するべき議案は終了いたしました。
- 以上で産業厚生委員会を散会いたします。

~~~~~

○午後 2時02分 閉会